

アンソニー・エドワーズ弁護士(ソリシター)

2010年11月23日午後2時～5時

調査団は、イギリスの現在の取調べに対する弁護側の評価、取調べに対する弁護活動について調査するため、38年の刑事弁護歴を持つイーストロンドンのベテランソリシター、アンソニー・エドワーズ弁護士を訪問した。

同弁護士からは、取調べ立会い時や接見時における被疑者に対する助言の方法、黙秘権の行使の仕方、取調べ技術の訓練などについて説明があり、被疑者を防御するための「アサーティブ(積極的に主張する)」な弁護活動の一面を垣間見ることができた。

黙秘に対する不利益推認規定に対しては、不利益推認が認められる場合は、もともと同規定がなくても事実を認定できるような場合であり、弁護活動には全く影響がないと言いつつ切った。



【事務所の規模・弁護士数等】

(エドワーズ)

事務所で刑事事件担当は 50 人くらいいます。所属している弁護士は、経験の幅が広く、私のように 38 年の経験を有するものの他、3 人が 30 年以上の経験を有しています。一方、若手も多く、10 人ほどはたぶん 2 年以下のキャリアを有するだけです。またその中間もいます。事務所では、それぞれの層が自分より若い層を教えています。事務所にそういうシ

ステムがあることも良いことだと思っています。

事務所全体としては 100 人くらいのソリシターが在籍しています。そのうち 35 人くらいは家族法担当、残りは社会保護法、コミュニティーケアや精神障がいを担当しています。

事務所の収入の 80%以上が政府からの基金に依拠しています。近時、政府が 25%に及ぶ大幅な予算カットを言い出しており、これから事務所経営はより厳しくなるのではないかと考えています。

【年間の件数、当番弁護の対応】

私の事務所では、1年に3500回ほど警察署を訪れます。

最も深刻な事件を扱うクラウンコートは年間500件くらいです。下級裁判所の事件は、年間1800件くらい扱っています。

私たちの事務所では、13のエリアで当番弁護士を派遣しています。日中は順番にしたがってローテーションを組み、当たっている人が警察に出向くのです。夜間当番もあり、

午後 5 時から翌午前 9 時までを担当します。

事務所は、ここイーストロンドンと、もう一つトットナムにもあり、それぞれ毎日どの時間帯でも当番弁護士が待機しています。電話や、駆け込みでの依頼にも応じて、当番弁護として出動します。

事務所で扱う事件の半分は当番弁護としての依頼です。これは普通の事務所よりは高い率です。国全体で見れば、全体の刑事事件の 3 分の 1 が当番弁護として扱われています。当番弁護であたる警察署は、それぞれの事務所から地理的に近いところです。

イーストロンドンの事務所では、四つのエリアをカバーしています。テムズ川のエリア、ニューズアムという東側、ロンドンシティという西側、ハックリンという北側の各エリアが担当エリアです。またトットナムの事務所でも、事務所の周りの六つの地域をカバーしています。近時、ロンドンシティの中に三つ目の事務所を作りました。そこでは、五つのエリアをカバーしています。ロンドンにおいてこれだけのエリアをカバーしている事務所は他にありません。

【当番弁護出動の実際】

警察署に連行された被疑者は誰でも、弁護士(当番弁護士、私選弁護士を問わず)と連絡を取りたい場合、必ずソリシター・コールセンターを通して電話をします。被疑者から事務所の指定がある場合には、コールセンターから指定された事務所に連絡が入ります。また、被疑者から事務所の指定がない場合には、コールセンターから割り当てに従って各事務所に連絡があります。各事務所は、その日に何件まで対応するかが決められており、その順番及び件数に従って電話がかかります。弁護士側が前もって計画できるように、月ごとに夜間の当番対応も決まっています。小規模な事務所では、毎晩当番担当をするところもありますが、私の事務所では所属弁護士ごとに担当日を決めています。通常は、2 名の担当を置いています。こうすることにより、弁護士は自分の計画をあらかじめ立てられるように担当日を決めています。ただ、若手弁護士の担当日に重大な事件が来た場合には、順番を変えてシニアの弁護士が対応することもあります。特にテロ事件、子どもが被害者の殺人事件等の場合、警察署内のテンションも非常に高くなるので、経験のない弁護士を送るのはフェアでないこともあります。その場合には、シニアの弁護士を派遣するのです。

【取調べへの弁護士立会い】

最初に明確にしておかなければならないのは、残念ながら、依然として逮捕された人の半分くらいしか弁護士の選任を要求していないことです。弁護士側は、無料のサービスだから利用するように広報していますが、被疑者の側が、弁護士を付けることにより捜査がスローダウンするのではないかと怖れて、弁護士を付けないことが多いのです。その結果、弁護人の選任率は、今まで 50%を超えたことはないと思います。弁護士の選任をしない人がそこまでの理由には、警察署の中で、警察官が被疑者に対し、「弁護士を呼んだら遅くなるぞ。来るのに 30 分くらいかかるぞ」などと言って、時間が長引くことを被疑者に信じ込ませる結果、それを信じた被疑者が弁護士を呼ぶことに消極的になり、呼ばなくなる場合がほとんどだと思われます。そこで、私は、呼ばれるときには、必ず被疑者と電話で話をするようにします。その時に、「(手続が遅れるなどという)警察官の話を信じる

な、必ずすぐ行くから」と事前にアドバイスしておくのです。

また、マイナーなケース（例えば飲酒運転など公序法に若干違反する類のもの）は、電話でのアドバイスで済むため、警察署まで出掛けていく際の費用は出ません。しかし、どのような事件でも、取調べがある事件であれば、警察署に出向く費用は出るし、要請があれば必ず弁護士は接見に赴きます。

被疑者が弁護士を要求したケースでは、取調べがある場合の95%が立会いを望みます。弁護士を要求したにもかかわらず、立会いは必要ないと言われるケースはほとんどありません。

残りの5%は、誤認逮捕などで立会いの必要がなくなった場合等です。私が経験した一例を述べると、当番で呼ばれたときに、若い男性が警察からの指紋とDNAの採取の要求を拒否していました。私はその被疑者に、指紋とDNAの採取は強制できるのだから断るのは賢くないのではないかとアドバイスしましたが、その男性は、自分は強盗はやっていないのだから、CCTVがあれば絶対に自分が映っていないのがはっきりするので、それを見てからにして欲しい、と言ってきました。それに対し私は、「気をつけてください、本当にCCTVが残っていて記録が残っていて、そこにあなたが映っていなければ良いのですが、もしあなたが少しでも関わっているのなら、その映像が証拠になってしまいますよ。本当にCCTVで確認するまで拒否するのですか、それで良いのですか」と念を押しました。しかし、本人はなおそれを望んだので、私はCCTVを先にチェックするよう警察に言い、それで映っていたら採取させますと伝えたのです。翌朝、取調べの時間を聞こうと思って警察に電話したら、その人はもういません、と言われました。CCTVで誤認だと判明したから釈放されていたのです。

【接見について】

警察署の設備は、弁護士用の接見室がないなど、全体的にあってあまりよくありません。特に古い警察署はよくありません。接見用の部屋があるのは、国内で6カ所くらいです。しかし、その接見室も、壁が薄く、隣で警察官が聞いている疑いを払拭できません。

自分が若い頃には、留置場の中で、外から鍵を掛けられた状態の中で面会していたこともありましたが、しかし、それは安全上の問題があると言うことで、さすがにしくなりました。そこで、今は、接見室のない警察署では、空いた部屋（例えば、少年を留置する部屋）を使わせて貰って、ドアの施錠をせずに面会をしています。取調室を使わせて貰えば良いのですが、接見の時は使わせてくれません。警察官は、取調室に置いてあるテープレコーダーを被疑者が壊すのではないかと疑っているからです。

被疑者との接見の長さは、様々な要素により異なります。犯罪の深刻さ、被疑者の前歴の有無、被疑者の精神面の状態、弁護士の経験の有無等の諸要素によって、接見の長さは異なってきます。また、取調べにおいてどのような供述をするかを検討する場合には、必然的に接見時間も長くなります。なお、接見時間には上限はありませんが、あまり長くなると警察官が怒ることもあります。勾留期間が決まっているため、接見が長時間に及べば、その分取調べ時間が短くなるからです。

接見においては、被疑者に多岐にわたるアドバイスをしますが、その際、実際に大きなポイントになるのは、取調べに対して黙秘するかどうかです。その問題の大きさに比べれ

ば、他のアドバイスの重要度はいずれも低いといわざるを得ません。

私の著書にも細かく書いていますが、もっとも頁数を割いているのは、黙秘の要否についての検討です。

【イギリスの警察官の取調べについて】

日本の足利事件の取調べ反訳文も読ませてもらいましたが、似たようなえん罪のケースがイングランドでもありました。その事件でも被疑者は、非常に重大な犯罪を行ったことを認めていましたが、その後それがえん罪だと分かったのです。そのために、どうしてそのようなえん罪事件が起こってしまったかを解明するために王立委員会を発足させ、調査を行いました。その調査の結果、弁護人の立会いを権利として認めることとなったのです。

現在でも警官の行動は非常に悪いが、以前ほど自白に頼らなくなったとは言えます。先週も当番弁護に出動しましたが、そのときの取調官の言動はとてひどいものでした。私は黙秘を勧めましたが、それに対し取調官は、考え得るありとあらゆる圧力をかけてきたのです。依頼人がイタリア人で、イギリスの法律が全く分からなかったこともあり、取調官もイライラが募ったのかも知れません。いずれにしても、被疑者に供述をさせるか、黙秘を勧めるかが、我々が警察に行く主目的と言って良いでしょう。

取調べに時間制限はありません。しかし、拘禁時間の制限はあります。統計はありませんが、普通の事件の場合、取調べは1回で30分くらいだと思います。重大な事件は3日間かけて数時間ずつということもあります。その事件の様々な側面から見ていくうちに時間が必要になることもあります。

【黙秘について】

事件の重大さの程度によってアドバイスの内容はやはり変わります。重大なケースであればあるほど、最初から黙秘でいこうということになります。重大なケースでは、特に最初の時点で正確なアドバイスする情報が足りないから、黙秘させるのが良いという考えになります。まず、状況を把握してから対応することになるのです。

黙秘をするか、供述するか他に、三つ目のオプションもあります。それは、黙秘しながら供述を書面で取調官に渡す場合です。

いずれにしても、まず、スタート時点では黙秘することを勧めます。そして、話した方が依頼者のためになると弁護人が判断したときだけ話をするよう勧めます。

【取調べの録画・録音に対する対応】

取調べの録画・録音がなされる場合、それに関する特別なアドバイスは特にしません。なぜなら、(前科がある人であれば)録画・録音されることに慣れているし、それ以上にテレビで刑事ドラマ等の番組を見ると必ず録音される場面が出てくるからです。

しかし、録画の場合には違った問題があります。被疑者が逮捕されて、衣服を検査に出されている場合、ビニールの服を着させられている場合があります。この場合、非常に見た目が悪いのです。

最初に録音が始まったときは、警察官は非常に懐疑的でした。最初、実験的に3か所で録音が始まりました。それが6か月もしないうちに、他の警察署から、そのシステムを使

わせて欲しいという要請があったのです。取調べを録音することが、もっとも信頼できる証拠となることが分かったので、その後は人気でバンクする状態となりました。誰が何を言った、言わない、という争いがなくなると分かったからです。被疑者も、録音されているからといって、行動が不自然になるなどといった問題は何も起こりませんでした。

今では警察署の中のほとんどのところ、例えば留置エリアにもカメラが入っています。その結果、以前に警察官が使っていた手口、例えば警官が監房のところに行って、認めたら出してやる、などと被疑者に告げて自白を促すといったやり方は使えなくなりました。

【事前に効果的に証拠開示を受ける弁護戦略】

法律上は証拠開示をしなければならないという規定は何もありません。そこで、弁護人は捜査側と交渉をして情報を取りに行かなければならないのです。警察官に対し、警察が事前に証拠開示を提供しなければ、こっちも黙秘させますよ、という態度を取ります。また、証拠開示がいかにか重要かを取調官に対して話すのです。

証拠開示の中身も個別の事件によって異なります。最初から全部出してもらえるケースもあれば、「殺人があった」とだけ言われるような場合もあります。ただ、分かっていることは、警察が証拠開示する量が多ければ多いほど、こちら側も供述をさせる場合が多いということです。すなわち、ノーコメントと依頼者に言わせる場合は、警察が情報開示しないことに対する罰として使うのです。

開示された証拠の質と量によって、被疑者に対するアドバイスは変わります。被疑者が関わっている証拠が確認できている場合、本人が否認していても不利になるばかりだから、話した方が自分のためになるとアドバイスして供述を勧めます。逆に、たいした証拠がなければ、何も言う必要がないので、黙秘を勧めるのです。

【黙秘権・不利益推認条項について】

（調査団）早めに認めた方がよいと言うことはありますか。黙秘をする場合と、黙秘をしない場合はどういうことを判断して決めるのでしょうか。刑が軽くなるのですか。

（エドワーズ）早く話した方が良いとアドバイスするのは、彼が無実の場合のことで。反対に、例え証拠から彼が犯人だと分かっている、それを立証する責任は警察にあります。それがイングランドのシステムです。勿論、私がこの人は絶対にやったと思ったケースでも、弁護したことはよくあります。この場合でも、警察が立証できるほど証拠を持ち合わせていなかった、こちらは何も言わず、黙秘させることはあります。実際には有罪だと分かっている人でも、警察が証拠を集められないので無罪となることも良くあるのです。国が立証責任を負うのであって、疑われた側が立証責任を負うのではないのですから。この点は、警察の努力次第です。このような方針で弁護活動をするから、私は警察には人気がありません。

（調査団）実際に有罪の人の場合、早めに認めた方が刑が軽くなるのでしょうか。

（エドワーズ）それはあり得ます。接見で犯罪を行ったと言われた場合、まず考えるのは警察がそれを証明できるのかということです。それができる場合、早く認めた方がよい。ただ、それは軽微な事件の場合です。軽微な事件は、認めれば 50% くらいのケースは公判に持ち込まれません。警察が証明できる場合、そして警察署にいるときに被疑者が犯行

を認めた場合、刑が3分の1軽くなります。例えば裁判長が6年と考えたとすると実際は4年になるのです。しかし、この点は、弁護人としては悩ましいところでもあります。なぜならば、本当に有罪でそれが立証できるのであれば、6年が4年になっても良いが、もし警察官が立証できない場合、ノーコメントを通したら、それがゼロになる可能性もあるからです。4年は6年よりは良いが、ゼロには負けます。そこが悩ましい。そこで、依頼者には、減軽の措置にあまりだまされるな、信じ込みすぎるなどアドバイスするのです。問題は、立証できるかできないかです。今、立法化されようとする動きとして、2分の1減軽、という案があります。刑務所がパンク状態であり、予算もカットの時勢なので、受刑者を減らそうと言う動きになっているのです。これはさらに困ったことになるかと認識しています。弁護側の大きな懸念は、無実の人が、半分に減軽されることがはっきりしているのなら、10年のところが5年になるなら、認めてしまおう、と判断する可能性があります。これは取調官の扱いというよりは、裁判のシステムが被疑者を危険にさらしているということです。

(調査団) 今のお話を聞くと 1994 年の不利益推認条項を意識せずに弁護しているというように聞こえますが。

(エドワーズ) 全然意識していません。1994 年法の不利益推認は 3 種類あります。一つは、疑いのあるものを身につけていたり、体に付着していたりした場合、もう一つは疑いのある場所においてその理由を説明しない場合に不利益扱いされるのです。しかし、こんなことは法律が制定される前から常識でした。1994 年からずっと以前でも、例えば侵入盗があった目の前の場所でガラスの破片を体中に浴びて立っている者がいれば、それは怪しいことは明らかで、黙秘して怪しいというわけではありません。

一方、三つ目は、不意打ち、つまり取調べの中で言及していないことを、裁判で主張してはならないということですが、これも全く気になりません。なぜなら、証拠が十分に強いなら推定は不要、証拠が弱いなら、陪審は推定だけに基づいて有罪の判断をしないからです。ちょっと大げさかもしれませんが、とにかく実際問題として、私はそれを心配したことはありません。

【取調べ中の異議申立て】

(調査団) 取調べ中の異議申立てとしては、どのようなことに注意しているのですか。

(エドワーズ) PACE に基づいて録音が始まる 1986 年以前は高圧的な取調べが、そして不適切な言動が警官の側にありました。今、問題となっているのは、そのような行為よりも、質問の質、取調べの質です。例えば無関係な質問をしている場合がこれにあたります。

弁護士が警戒しているタイプの質問が二つあります。一つは警察側の意見を話す場合です。依頼者がこれに意見を言って、議論に巻き込まれてしまうのは困ります。取調官は、事実に関してしか質問できないし、事実に関してしか不利益推認はされません。意見に関しては答えないという立場を取り、そういう質問を警戒します。

もう一つは仮定的な質問です。実際にひどいケースがありました。翻訳をいただいた日本のケース(足利事件)にちょっと似ていると思いますが、ウェールズのカーディフで 2 人の女性を殺したという容疑で取調べを受けた人が、13 時間の取調べを受けて否認をず

っとしていました。しかし取調べが延々と続くので、最後の方で、「じゃあ、君が完全に泥酔していて、やったのに何も覚えていないとしたら」というふうに聞かれたのです。ずっと取調べが続くと思っていたので嫌になって「そうかもしれません」と言ったのがきっかけで、そこから自白してしまったのです。その結果彼は有罪となりましたが、25年後に真犯人が分かり、彼は無実だったことが判明しました。

ノーコメントをしている場合、質問が悪くても放っておきますが、気をつけなければならないのは、依頼者が説明している場合に、取調官が意図的にせよ、勝手な思い込みのためにせよ、その説明を違うように受け取っている場合は積極的に介入します。イングランドの控訴院も、取調べが変になり始めたときに、積極的な介入をしないソリシターに対しては非常に批判的です。

PACE の実務規範は我々にとっても非常に大切なものです。根本的な原則として、実務規範 C の 6D があります。ソリシターの唯一の役割は依頼者の利益を促進・保護することである、とされています。続いて、被疑者は警察を助ける必要は全くないとされ、また、ソリシターは黙秘をアドバイスする権利があることが認められています。続いて、取調べの間に介入すべき六つの状況を説明しています。

端的に読めば、質問一つ一つに逐一介入して良いとも読めますが、それはあまり賢いやり方ではありません。なぜなら陪審は、一行毎に口を挟むソリシターに対し、何か隠すことがあるのではないかと疑いを抱き始めるからです。

その六つの介入の根拠の中には、依頼者に頼まれなくてもソリシターが介入できる事項が書いてあります。つまり、ソリシターが必要と判断すれば、いつでも介入できるのです。

【立会い技術の訓練方法】

私は、弁護士に次のような訓練をしようとしています。1 回目の取調べの時に、取調官に対してどういうときに介入するかを説明します。例えばこちらが予期していない質問をした場合、それから開示されていないことに関する質問の場合は止めますよ、と前もって警告しておくのです。

(調査団) 取調べ中に依頼者と話ができるのですか。

(エドワーズ) できますが、取調官が聞いているところで話をするのは賢いとは言えません。何か大切なことが出てくれば、そこで取調べを中断してもらい、個別の部屋で接見を要請します。警察は必ずその申し出を OK します。予期しないことがあったときも必ずストップさせます。取調べはこちらが申し出ればいつでも中断できるのです。

取調べ中の介入のやり方については、若いときは、私は取調官をまともに見て、「そういう質問は許されない」とか、「聞いてもだめだ」などと言っていました。テンションは上がりっぱなしでした。でも現在は依頼者のほうに椅子を寄せて、依頼者の方を見て、「今のはまともな質問ではないから答えてはいけません。ノーコメントと言って下さい。」という風に言うことにしています。

若手の弁護士に教えている基本的なテクニックの一つとして、アサーティブという言葉があります。これは受け身ではなく、積極的に主張する、ということです。けんか腰にならずにかつ、力強く物事を推し進めるという姿勢のことです。弁護士が警察署内での取調べ立会いができるようになる資格テスト (CIT = クリティカル・インシデント・テスト)

で一番大切なのがアサーティブな姿勢がとれるかどうか、けんか腰にならずにどんどん積極的に物事を進めていけるかということを見ます。

ロンドンの南のガトウィック空港で、私の家族のスーツケースを全部無くされてしまったことがありました。そのときの向こうの態度もいい加減で、「1時間待ってみろ、出てくるかもしれない。1時間待って出てこなければ、3週間待ったらクレームできるよ。」というふうに言われたのです。それは受け入れられないので、「スーパーバイザーを出せ。」と言ったら「家に帰ってしまいました。」と言われました。「じゃあ、家に電話するから電話番号を教えてください。」と言っているうちに、10分でスーツケースが出てきました。これは実は、けんか腰にならずに強気に物事に取り組むというアサーティブの非常に良い例といえるでしょう。

全体的に言って昔は取調べのやり方は非常に悪かったですが、弁護士からのアドバイスも非常にお粗末なものでした。両者ともにスキルの向上が必要だったのです。

さっきお話したのは別の王立委員会がありまして、そこに私は呼ばれて、「なぜそんなにアドバイスがお粗末なのか。ソリシター協会はそれについてどうするつもりか。」と言われたことがあります。その対策を説明する必要がありました。ベテランの政治家のように、「現状が悪いことは良く分かっています。認めます。しかし、良くする方策はあります。」と回答しました。

【立会い資格の試験】

ということで先ほどお話したテストの導入を図ったのです。3段階に分かれたプロセスで、まず法律知識のテスト、これは法学部の学生はすでに分かっているということで免除されます。例えば、うちに事務員を10年やっている女性がいて、彼女は「ずっと見てきているから分かっているつもりだからやりたい。」と言うので受けることを認めました。彼女は学位をもたなかったのですが、このテストを受ける必要がありましたが、上手くパスすることができました。

二つ目はポートフォリオです。いろいろな書類を集めたセットのことです。この中で、警察署での取調べに9回、関与した経験が必要となります。最初の2回はソリシターについていってその人のやり方をただ観察します。次の2回はソリシターの観察下で自分で実際に立会いをします。その後でももちろんフィードバックを受けるのです。例えば裁判所のバリスターの場合、裁判を傍聴できますので、やりとりを学習する機会がありますが、警察署の中での取調べは公になっていないので学習できません。そこで、実際に行って観察する、あるいは観察してもらいながらやってみる機会を設けたのです。

残りの5回は一人で担当します。ただし、軽微な事件のみです。1回ずつ終わった後に自分の監督者のところへ行って、その事件についてディスカッションし、問題点などを話し合います。うちの事務所ではこういうプロセスを非常に重要視しています。私自身が何度も若手を連れて行きます。そうすることは実は怖いというか、自分のやり方について、若手から、「間違っていたのではないですか。」と言われるのではないかと思い怖く感じる部分もあります。これら9回の記録を集めたのがポートフォリオです。

三つ目のテストは、取調べ中に起こりそうな10件の典型的なシナリオを用意しています。実際に取調べの音声を聞いて、それに対して対応させるのです。例えば、取調官の声

で、「殺人事件が先週の火曜日にあった、あなたの依頼者が有罪であるところちは考えている。これ以上話すことはない。」というふうに言われた場合、どう言うかといったものです。この場合、ソリシターは取調官に、「ここで情報開示が全くないというのは受け入れられない。情報が無いのにどうしてこちらは依頼者にアドバイスができるのか。これほど情報が少ないとほとんど必然的にノーコメントという答えをするようアドバイスするしかなくなる」などという必要があります。また、情報が足りないということは、ノートをつけておいて、「あなたが実際に情報をくれなかった、その拒否の姿勢をこちらはいちいち記録しますよ。そして新しい情報が出るたびに介入して止めますから、取調べが非常に長くなりますけどそれでも良いですか。考え直してもう少しきちんとした情報開示をしてください。」という必要があります。その上で、受験生に対し、「ここでは実際に言うべきことは 16 ポイントあって、今の中では 12 ポイントしかスコアしていなかった」、というような言い方をします。実際、発言の中身も見ますが、言い方や声の調子などもみます。非常に上手いやり方でテストをしていると言えます。非常に優秀な弁護士でも、すぐに怒り立ってしまうのはまずいとか、あるいは自信なさそうに言うのでまずいとか、そういうケースがあります。声は非常に大事です。

テストの認定機関がいくつかあり、スウォンジー大学やカーディフ大学がこれにあたります。うちの事務所からはすべてカーディフ大学に行くことにしています。その試験官がまともな人だということが分かっているからです。

(調査団) 弁護士以外の方が接見や立会いに行くのですか。

(エドワーズ) 国全体としたら、残念ですが、弁護士以外の方が行くケースが大部分です。行く人員としては、事務員、パラリーガル、トレイニー（修行中の弁護士）などです。

うちの事務所では、当番制の時には 2 人常駐します。たくさんの地域をカバーしているので 2 人では足りないときもあって、繁忙期には 3 人、4 人がオンコールになることがあります。これは珍しい事務所です。日中はソリシターを行かせるのは難しいです。裁判に行っていますから。重大なケースがあればスケジュールを入れ替えてソリシターを送ることもあります。ソリシターでない人が行くこと多いのは、予算の関係上、安くすむという理由もあります。ただ、事務員でも先ほどのテストに受かっていなければなりません。しかし、事務員、パラリーガル、トレイニーを送り込んだ責任は私、この事務所にあるから、よく観察して、また監督を行う必要があります。

私ができるだけソリシターに行かせたいと思っているのは、彼らがより早く学習するからもあります。自分が警察署でしたアドバイスした結果によって、公判になったときに苦しんだりするケースがあります。ソリシターは実際に後処理に関わります。そのときにどのようなアドバイスの結果が出ているか、身につまされて分かるので、より教育になるのです。

【録音・録画の利点】

(調査団) 録音・録画の利点はどのようなのでしょうか。

(エドワーズ) 取調室内での行った言わないの論争がなくなります。もし、取調べに立ち会った弁護士が証人として立たなければならぬと、別に弁護人をつけなければなりません。バリスターに付くソリシターを変えなければならなくなるのです。

【黙秘権行使の実際】

(調査団) 黙秘を勧められた被疑者はそのまま黙秘を続けることが多いのですか。それともその後、証拠が開示されるにしたがって、事件について話すことの方が多いのですか。

(エドワーズ) 全国的に見ると 17%の依頼者は、黙秘に限らずアドバイスを無視します。5人に一人くらいです。実際に、取調室の中で圧力が高まってきて、弁護士のアドバイスを疑い始める場合があります。黙秘を勧められたときにはとくに。それでいいのだろうか、と怖くなってしまいます。それで話し始める場合もあります。先週、ある事件で私は行き、ノーコメントを強く勧めたにもかかわらず、その人は怖くなって途中から話し始めました。私があんまり頭に来て、私がそういう顔をしていたので、今度は私のことを怖がるようになり、「ちょっと取調べを中断して弁護士と個別に話をしたい。」と申し出ました。別室で接見した際、私は思いっきり頭に来ており、もう腕を振り回して、「あんたにアドバイスするなんて意味がない。」と言って怒りました。すると「分かりました。」と言い、戻ってからはノーコメントに転じました。私は弁護士を始めて 40 年、警察に行き始めてから 25 年以上の経験がありますが、若手には依頼者が言うことを聞いてくれなくて難しいと思います。ただし、重大なケースであればあるほど、こちらのアドバイスに従ってもらうというのは非常に大事なことです。

(調査団) 弁護士のアドバイスを聞いてノーコメントを続けた結果、裁判で不利益推認されることないのですか。

(エドワーズ) 一切ありません。これは証拠があるかないかの違いだけです。もし裁判官が疑いを持つのであれば、弁護士を証人台に呼ぶことができます。なぜ黙秘をすすめたかを説明できるのです。そうすると陪審は、それを不利に取らないものです。つまり弁護士が正直にこれがベストだと思って勧めたことで、それを理論的に説明できるならば、不利にならないのです。もちろん結果として間違っていたということもあります。でもそれを陪審は被告人の不利にとりません。弁護士の指示に従っただけだからです。それよりも証拠を見つけようと、陪審員も考えるものです。

(調査団) 実際に証人として呼ばれたことはありますか。

(エドワーズ) あまり頻繁ではないがあります。訴追側もアドバイスしたのが私だと分かれば呼ばないで OK と言うことになるのです。

【警察の取調べ技術の進歩】

(調査団) 警察の取調べ技術は、進歩しましたか。

(エドワーズ) 全体的に見て以前より随分改善されています。トレーニングをたくさんしているし、自分もトレーニングに関わっています。良くなっていることは事実だが、ひどいケースもあります。例えば、最近、滅多に行かない北ロンドンの警察署に行ってみたら、1950 年代かと思うようなことがまかり通っていました。その際、録音・録画は非常によい助けになります。BBC が以前、依頼者の了承を得て、取調べから何から何まで全て警察署で起こったことを録画しました。そのときに取調官が同じ質問を 4 度しました。1 回目は大丈夫、2 回目も大丈夫だったけれども、3 回目にソリシターが介入しました。「もう答えは分かっているのだから、同じ質問を何度も聞かないで欲しい」と言いました。しか

し、取調官は 4 回目をまた聞いて、「俺は聞きたいことは何度でも聞いていいんだ」と言ったのです。700 万人の視聴者が、取調官が馬鹿な真似をしたところを目の当たりにしたことになります。その彼はもう二度とそのようなことはしないでしょう。録音・録画というのは、こういう意味でも助けになります。

（調査団）警察では黙秘権を行使しても、質問を続けると言っていました。そういう警察のやり方をどのように評価していますか。

（エドワーズ）そのように質問をどんどん全て網羅するよう私も警察官にアドバイスします。例えばけんかの事件では現場に CCTV がある可能性が大なのですが、ノーコメントに対して取調官が「じゃあ、正当防衛だったのですか。」と質問すれば、これに対して黙秘した場合に、公判になって、「なぜ答えなかったんだ。」と言われることになり、説明しにくくなってしまいます。そういうときにはノーコメントではなくて話しをしておいた方が得というような判断になります。ですから警察の側からすると、弁護側が使いそうな防御についての質問を全てしておくことは非常に良いことになります。ただ、多くの場合、取調官はそういった質問をすることを忘れるのです。その場合はノーコメントを続けさせることになります。

先ほど黙秘、しゃべる、それからもう一つのやり方として、書面で供述をさせて後はノーコメントというやり方があると言いました。実際に正当防衛であったときでも、自由に話をさせるとボロが出るかもしれないという懸念があります。例えば、「カッときたので、つい。」とか、そういうふうに話し始められると困るわけです。ですから短い供述を書面にして、例えば、「私はどこどこのパブにいて…」、これは CCTV で分かりますからそれを書いて、「その人が襲ってきたので、私は正当防衛で行動しました」、というだけのものを出させるようにするのです。

【参考人取調べの可視化】

（調査団）数年前から参考人の取調べも録音・録画していると聞きましたが、弁護側からはどう評価していますか。

（エドワーズ）参考人のビデオ録画はまだ珍しいです。ただ、77 事件（ロンドン市内で起こった爆弾テロ事件）では、全ての参考人の供述が録画されました。これは個人的にはすごく良いと思います。なぜなら、取調官が聞いて供述を書くとき、やはり中身が少し違ってきたりするからです。自分が聞きたいと思っていることを書いてしまったり、あるいは本人が実際には何を言いたいかをくみ取らずに書いてしまうことが多いのです。質問と答えが両方入っていると、こういう質問をされたからこういう答えになったんだな、ということがわかります。ただ、まだやはり費用がかかりますので、すぐには広まらないだろうと思います。重大事件では広まっていく可能性が大きいと思います。

エド・ケーブ教授(西イングランド大学ブリストル・ロー・スクール)

2010年11月24日午前10時30分～午後1時

調査団は、西イングランド大学ブリストル・ロー・スクールのエド・ケーブ教授(刑事手続・証拠法)を訪問した。教授は、警察官を経験した後、弁護士(ソリシター)となり、さらに研究者となったという異色の経歴の持ち主である。教授は、捜査弁護の技術について、いくつもの実務書を著しているほか、ソリシターの教育や研修にも取り組んでいる。イングランド・ウェールズにおける取調べの可視化が、イギリスの刑事手続、とりわけ捜査弁護にどのような影響を及ぼしたのかについて造詣が深い。

教授のインタビューは、イングランド・ウェールズにとどまらず、欧州全体の刑事手続の発展に及んだ。教授は、ソリシター以外の有資格者によって行われることも多いイギリスの取調べの立会いの実際や、政府による立会い費用削減策、黙秘権の不利益推認など、イギリスの現状の問題点を率直に指摘しつつ、取調べの可視化については、積極的に評価しておられる。教授によれば、イギリスでは、取調べの可視化が当然のこととして受け入れられ、日本で可視化反対論として持ち出される組織犯罪などでも、録音の中止などは起こっていないし、支障を生じていないとのことであった。わが国の可視化実現でも大いに参考にすべきであろう。

【EUにおける刑事手続立法化の動き】

最初にイギリスだけではなく、ヨーロッパ全体で取調べに関してどのような動きがあるかを説明したいと思います。

非常に重要な発展がヨーロッパ全体で起きており、それがイギリスにも影響しています。

話を本格的に始める前に確認しておきたいのですが、イギリスはイングランド・ウェールズ、スコットランド、北アイルランドと三つの地域に分かれています。スコットランドのシステムは、イングランド・ウェールズとかなり違いますが、ヨーロッパの動きはスコットランドにも影響を与えていますので、折に触れ話したいと思います。

二つの点について話したいと思います。一つは欧州連合におけるロードマップというもので、これは主に手続に関する話です。そして二つ目は欧州人権条約についてです。欧州連合の国の数はこの欧州人権条約に加盟している国よりも少ないのです。つまり、欧州連合以外の国、例えばロシア等がこの条約に調印しているわけです。

簡単に大枠を説明しておきたいと思います。



【EUのロードマップとEU指令】

まず欧州連合の政策についてです。2009年、これはスウェーデンが議長国の時ですが、刑事上の手続に関する権利を確立しようとする新しい政策が導入され、その実現のためのロードマップ（工程表）が作られました。その目的は被告人、被疑者の手続上の権利を強化するというもので、六つの措置が準備されています。欧州委員会が、3年かけて、この六つ全てを立法化するためのEU指令^{*1}というものを出します。AからFのEU指令がなされた後は、各加盟国が、国内法において、これを定めることになります。

今日は、その全てを網羅することはできませんけども、いくつかについて触れたいと思います。

最初のAですが、通訳翻訳をしてもらう権利です。欧州連合はすでにこのAについては指令化しています。各加盟国はこれを国内法として確立しなければならず、その期限は2013年となっています。Bについては2011年の初め頃までには指令化される予定です。Cは法的アドバイスを受ける権利です。これは2011年の秋頃までには指令化される予定です。イングランドとウェールズにはすでに発展した手続上の権利があるわけですが、イギリス政府はやはりこの指令に従って立法しなければならないと考えられます。特にスコットランドでは、刑務所の被疑者においてはこのような権利がなかったので大幅な変化が必要となるでしょう。現在は、このロードマップが指令化されている途上にあるということです。あと数年かかります。

【欧州人権条約と欧州人権裁判所の動き】

次に、欧州人権条約に関しての動きです。2008年11月に欧州人権裁判所でサルドス対トルコという非常に大きな事件の判決がありました。欧州裁判所は警察署における法的援助は、公正な裁判を受けるための基本的な権利であり、それは、人権条約の中で規定されているという見解を示しました。捜査段階から刑事手続の準備としての重要性を有するものであり、その捜査中に得られた証拠というものは、法廷でも使われる可能性があります。そして、弁護側の法的な援助なしに、有罪になるような言動が警察の取調べ中に生じれば、それは弁護の権利を害するものだという見解を示しました。このため、この権利条約の調印国が全てこの決定を尊重しなければならなくなりました。欧州の国では、法的なアドバイスを受けることを権利とするように働きかけられているのです。欧州の多くの国々では、この権利を認めていない国が多かったのです。例を挙げるだけでも、オランダ、ベルギー、フランスなどです。これらの国々でも、現在、法律化を行って、捜査段階から法的アドバイスを受ける権利を認めようという動きになっています。スコットランドの体系が違っていると申し上げましたが、刑事法に関しては捜査段階の権利は何もなかったのです。しかし、英国の裁判所において、スコットランドは、警察署においてアドバイスを受ける権利を導入しなければならないと決定されました。これは欧州での決定を尊重するものです。そして、最高裁の判断ですけれども、すでに欧州裁判所で決定がされている以上、英国全てでこれを導入しなければならないという決定がくだされました。その

*1 各EU指令は以下のとおりである。A：通訳翻訳をしてもらう権利、B：自らの権利や告訴についての情報を得る権利、C：法的アドバイスを受ける権利、D親族・雇用主・領事館担当者に連絡をしてもらう権利、E：病気にかかった被疑者・被告人に対し特別な保護策を講じること、F：公判前の留置について政府発行の政策書を出すこと

結果、決定の3日後、わずか3週間ですが、スコットランドの自治政府の議会において、これを立法化する法律ができました。法案は、非常に珍しいことですが1日で通過しました。この権利ができたところで、私もスコットランドに行き、警察署内でどのように被疑者と接するべきなのか、弁護士と話し合ってきました。

簡単に欧州レベルで起こった二つの動きについて申し上げました。欧州裁判所と英国の最高裁判所の二つの裁判所は、ともに欧州委員会で拷問の禁止に触れていることについて述べています。欧州委員会は、自由剥奪に伴う脅しそして身体的な虐待等を防ぐ目的で、結果として、弁護士へのアクセスを図るべきだと判断しました。欧州内では拷問などと関係づけられて、被疑者の権利が強化され、弁護士へのアクセスが強調され、その権利が推し進められることになったのです。

【イングランドでの動きー弁護士へのアクセス】

それではイングランドについて話を進めます。まず弁護士（ソリシター）へのアクセスですが、この権利は1984年のPACE（証拠法）附則58条の1で定められたものです。逮捕され、留置されている者は、その要求によって弁護士と秘密接見をすることが可能となりました。PACEの中の文言では、本人の要求が要件になっています。実務規範（code of practice）はご存知だと思いますが、その中で、留置管理官が、被疑者に対してアクセス権限があるということを、それが無料であるということを知しなければならない、さらに、依頼したいかどうかを聞かなければならないということが定められています。

同条は、秘密の接見ができるとしています。被疑者が弁護人と個人的に警察関係者なしに、また盗み聞き等されることなしに話ができる権利があるということです。同条には、「いつでも」という文言が入っています。つまり弁護人との秘密接見がいつでもできるということです。取調べと取調べの間だけではなく、取調べ中でも警察官を退出させて接見することが可能です。取調べを中断し、弁護士と話してもよいというのはイングランド・ウェールズでは、1984年から確立されていますので、20年以上前からです。

しかし、多くの欧州の国々では、各国政府はこの権利を認めてきませんでした。例えばオランダなどでは、この弁護士とのアクセス権、秘密交通権を、導入しようとしているのですが、取調べ中には弁護士を入れないようにしています。アクセス権について、欧州では、なお問題があるのです。これに対し、イングランド・ウェールズでは、逮捕された被疑者が弁護人とアクセスできることが決まっているのです。

また、任意の取調べを受ける人も法的なアドバイスを受ける権利があるということです。警察は逮捕しないけれども任意同行して、取調べをする場合です。このような場合も法的アドバイスを受ける権利があることとなります。つまり、被疑者には、逮捕されているか任意にかかわらず、無料で法的アドバイスを受ける権利があるのです。

収入によって無料になったりならなかったりということはありません。国が法的サービスの委員会を通して、ソリシターに払うわけです。

ただし、財政的問題がありまして、政府は、この法的アドバイスにかかる支出を減らそうとしています。このアドバイスが十分に受けられなくなってしまうという懸念があります。

政府は、CDSダイレクトという制度を導入しました。CDSダイレクトとは、2年程前に導入されたもので、あまり重大でない事件に関して、取調べも行わない場合、電話で被疑者にアド

バイスを与える制度です。例えば飲酒運転などの軽微なケースだけ、そして取調べを行うつもりがない場合だけです。被疑者はこのような軽微な場合には CDS のアドバイスを受けるだけで、自分で弁護士を選ぶことはできません。もちろん、私選の場合は別ですが、公選の場合、CDS でのアドバイスだけになります。

【弁護士が選任される割合】

1986 年、この時から、法的アドバイスができるようになった訳ですけれども、なお弁護士を呼びたくないという被疑者がいます。PACE が 1980 年代の後半に導入された時には、25 % ぐらいしか依頼しませんでした。しかし、最新の記録では 50 % となっています。24 年かけて、25 % から 50 % になったのです。過去 10 年間の間にはこの種の調査は非常に少なかったのですが、今年発表されたばかりの小規模な研究があります。1990 年代前半の調査を見ていきますと、幾つかの理由で要請しないことがわかりました。警察が、ある種の戦略を使って、要請しない方向に話を持っていったのです。例えば、これはあまり重大な件ではなく、すぐに警察署内で処理できるものなので、弁護人はいらんのではないかと匂わせたり、あるいは、弁護士へのコンタクトを遅らせたりした上で、被疑者に対して、まだ来ていないが、早く取調べを始めたくないかと持ちかけたりすることがあると分かりました。これがまず一つの理由です。

現在、このやり方は少なくとも重大なケースでは減っています。取調べを弁護人なしでやることに警察がナーバスになっているのです。なぜなら裁判所・判事が、重大なケースならば、取調べ段階から弁護人がいて当然ではないかと考えているからです。

それと関係してもう一つの理由として、被疑者の考え方です。被疑者本人が、警察はフェアなことをすると思っている、警察を信じている反面、弁護人をあまり信頼していないのです。また、弁護人を呼べば、自分が有罪だからそうした、後ろめたいからそうしたと考えられるのではないかと思いついでいる人もいます。被疑者の中には、悪いことをしていないのだから弁護人はいらんという人もいます。警察を信頼している、警察に信頼を寄せているということもあるかもしれません。また手続が遅れるということを恐れがちです。理由がないとは言えません。弁護士に頼めば来るまでに時間がかかるのは確かです。あとは費用がかかるのではないかという恐れがありました。留置管理官が無料であることを告げることを義務づけられているので、そのような誤解があつていいはずはないのですが、常に留置管理官の言うことを細大洩らさず聞いている訳ではありません。逮捕でナーバスになったり、泥酔していて、聞いていない可能性もあります。

【当番弁護士制度の実際】

公選弁護の仕事をする全てのソリシター（弁護士）は政府と契約を結んでいなければなりません。その契約条件としては、当番弁護士をしなければならないという項目があります。営業時間外も日中は一定のパネルに名を連ねた人がやりまして、またそれ以外にも警察署を担当するローテーションのリストが組まれています。

当番弁護士になるには、テストを受けてパスしなければなりません。このテストを導入された以前にソリシターになっている人はテストを受ける必要はありません。弁護士事務所が、24 時間アドバイスできる体制を整えてなければならないということが、条件づけられています。

先程申し上げた CDS ダイレクトについてももう少し詳しく申し上げます。2008 年に費用削減

の措置として導入されました。2008年以前は被疑者が、特定の弁護士を指名して要請したならば、警察が直接その弁護士に連絡をするという体制でした。当番弁護士に頼むということになれば、警察が当番弁護士のコールセンターに電話し、そこから弁護士に電話してもらっていました。CDSが2008年にできてからは、被疑者が弁護士を指名して要請した場合でも、当番弁護士を要請した場合でも、警察は直接弁護士に連絡をすることは許されなくなりました。被疑者の要請を弁護士のコールセンターにまず送らなければなりません。そして、コールセンターは電話で済むものか、つまり、飲酒運転等の軽微なものかそうでないのかを判断します。CDSでカバーされるような軽微な事件であれば、コールセンターは、CDSダイレクトの方に連絡を送ります。ここでは、資格のある弁護士が常に待機していて、電話が繋がります。取調べのない軽微な事件では、自分のお金を払わない限り弁護士に来てもらうことはできないのです。コールセンターにおいてCDSではカバーできない事件であると判断したら、指名がある場合は、そのコールセンターが指名弁護士のところへかけます。そうでなければ、当番弁護士のところに連絡をすることになります。

この制度はいくつかの点が議論になっています。

一つ目は電話で済んでしまうケースであると判断されれば、被疑者の選択権が侵害されることです。

二つ目の懸念としては、非常に実際問題として、警察が電話に出ないことがよくあるということです。過去にはそれほど問題になりませんでした。留置管理官から外に電話して直接弁護士に話をしていたわけですね。ですから、以前はそれほど問題にならなかった。今度は、軽微なケースであろうとなかろうと、このCDSのコールセンターを通しますので、当番制または指名された弁護士が、今度は連絡を受けてから警察に電話をしなければならない。そのうえでアドバイスをしなければならないという流れになりました。ところが、警察が電話を取らない、ということが起こるのです。3分の1ぐらいは電話を取らないということです。忙しいので取っている暇がないということがあるのです。このため、電話でのアドバイスを受ける権利が侵害されているんだということです。これはこれから悪化する一方であろうと思われます。政府は、警察への予算を25%カットする予定です。公的な支出は全てカットの対象となっており、警察も対象ですので、電話はますます取られなくなると考えられます。

三つ目として、より深刻なケースでも、電話ですましてしまうケースがあるのではないかと懸念されています。CDSが使われてしまうということです。政府がCDSを拡大するためには、先程の申し上げたような欧州の流れに反しないようにする必要があります。欧州レベルでは、この公正な裁判を受ける権利が拡大しつつあります。英国政府もCDSを無理に広げることにはできないとされています。これからも欧州連合のロードマップは立法化されていきますので、あまり目立った動きはできないとされます。

【弁護人の取調べ立会いとその訓練について】

次に取調べの立会いについてです。主にソリシター（弁護士）が行きますが、テストに通った有資格者も立会い可能です。この点で、法曹界は、ミスをしたと私は思っています。ソリシターではない人物が警察に行けるようにしたのは間違いだと思うのです。そもそも接見の権利ができた当時、弁護士は、全く法的な資格のなかった人物を立会いに送り込んでもよかったわけですね。

これに対し、刑事司法制度に関する王立委員会が 1993 年に報告を行いまして、弁護士から送られてくる事務員らの能力が低いという懸念が示されまして、このテストができたわけです。しかし、そもそも弁護士の方からそのようなテスト制度を始めたのですが、それが逆に裏目に出た結果になっています。政府としては、このテストに受かった有資格者を使うほうが弁護士を使うよりも安いので、公選の場合は、やはりこちらを使いたいということになったのです。裏目に出たといえます。

1990 年代に導入されたテストですが、この資格を得るためには三つの試験に通らなければなりません。一つは筆記テストです。関係する法律の知識、手続の知識、証拠に関する知識というものを見るものです。

次に CTI という実務訓練があります。警察署で実際の立会いに同席し、ソリシターの立会いを観察したり、自分でアドバイスを貰いながら立会いを実践するのです。

残された試験は、実技試験です。録音されたケース、これは実際のケースではなくフィクションのケースなのですが、リアルタイムで受験者が接見中であるかのように、あるいは取調べ中にあるかのように話さなければならないというものです。「私だったらこのケースはこうします」と試験官に答えるのではありません。実際に立ち会っている場合であるとして、実演をやりながら試験をされるという点に特徴があります。

この三つのテストをクリアして資格を得ることになります。一旦資格を得ますと、警察署において全てのケースでアドバイスができるようになります。受験者は、弁護士事務所の事務員のケースが多いのですが、普通の企業で、弁護士ではないこのような有資格者を雇って、このサービスを提供している企業も出てきています。私はこれも許すべきことではないと思っています。

ただ資格制度を設けたことにより、ソリシター協会が取調べへの立会い・接見に行くときのソリシターの役割を真剣に考えるきっかけとなりました。どのようなことを、警察署内で行うべきかについて、さらに模索を重ねて一応の基準というものができました。

ソリシター協会は、ソリシター、有資格者に対して、どのような基準が求められているかを設定しました。取調べに立ち会うことの意義とか、接見ではどのようなことを言うべきかといったことですが、職務内容について詳細に定められています。これらの基準を満たせる人が資格を認められるべきです。今弁護士をしている人もこれを十分に達成できる業績を上げなければなりません。これは資格基準ですが、トレーニングをするうえでも十分に有用だと思います。警察署で弁護士や有資格者が、どのようなことをするべきかという基準になるからです。

【イギリスにおける留置と取調べの規制】

警察による留置と取調べについての規制について述べます。これも 1984 年の PACE41 ~ 44 の中で規定されているものです。ただし、テロリズム法で逮捕された場合、かなり長くなりますのでこれは入りません。テロリズム法以外で留置された場合です。

テロケースですと、チャージなしで 28 日間勾留されるということは可能です。これも物議を醸しております。前政権の労働党は、96 日間にこれを伸ばしたいと言っていたのですが、現在の保守党は 14 日に減らそうとしています。以前の労働党政府は、刑事手続に関しては、非常に残念な政権であったというしかありません。

とにかく、チャージするまで 24 時間まで留置できます。警察署に着いた時から起算します。

これは36時間まで延長できます。24時間から36時間に延びる、つまり12時間延長できるのですが、これは警察官が手続をすればできます。警視レベルがOKを出せば36時間まで延長することができます。さらに治安判事に延長を請求して承認が得られると、96時間まで延長することができます。これもまた、警察署についてから96時間までです。最大が96時間です。最大留置期間はこのように定められていますので、ほとんどのケースにおいて、警察はこれに従っています。これを破っているというケースはほとんどありません。拘束については、それ以外にも内部的なチェック制度がありまして、まず、着いてから6時間、あとは9時間ごとに本当に勾留が必要なのかを、警視より一つランクが下の警官がチェックしていくということになっています。

取調べ自体に関しましては、法律的には時間の制限はありません。しかし、実務規範Cの中で、指導注記という形で絶対的な要求ではないのですが、ガイダンスとして、2時間以上は続けて取調べを続けてはならないという条項があります。休憩時間は最低でも15分、食事時間には45分間はとらなければならないと決められています。それ以外に取調べ時間の上限はないので、留置期間内に2時間ごとの取調べをどれぐらい詰めて行うことが可能かという問題になります。しかし実務規範によりますと被疑者は少なくともどの24時間の中でも8時間は確保して、通常は夜、休まなければならないし、また、普通の食事時間にできるだけ食事をとらなければならないと定められています。

取調べについて、さらに要求されていることが、二つあります。

まず、Cの16の2ですが、取調べ中には立たされるべきではないと規定されています。さらに、11の5に、圧力をかけてならないし、または自白を引き出すために、利益誘導してはならない、例えば保釈をえさにしてはいけないと規定されています。これは全て実務規範Cの中です。

【捜査弁護の技術—取調べの際の証拠開示】

事前の証拠開示についてですが、基本的には、警察に開示させるような規定はありません。実務規範の中にも含まれていません。だから警察は、被疑者が、なぜ、どのような事実で逮捕されているのかを説明しなくても法律を破っているわけではありません。しかし実際問題として、開示されることはあります。弁護側の働きかけによって、開示されている場合と、開示されていない場合があると思われます。これはケースバイケースで、もちろん犯罪の重大さや警察署によってもやり方は様々です。たくさん開示する場合もあります。これは軽微な事件において多く見られます。また非常に強い証拠があると警察が思っている場合、たくさん出してくる場合もあります。最低限の開示しかないこともあります。また重大なケースでは、段階的に開示するということがあります。意図的に少しずつ手持ちの情報を、少しずつ示していくのです。あまり強い証拠がない場合に行われます。最初の取調べの時には、弁護人に紙を渡して、これこれの疑いで逮捕されたが何か言うことはあるか、と始めます。被疑者が、何を言うか、あるいは黙秘するかによって、二回目の取調べでは、またその直前に別の紙を渡します。例えば殺人現場の30分前に被疑者を見たという証人がいるが、どう思うか、というように段階的に情報が開示されるのです。これは被疑者が何を言うかによって大きく変わってきます。この段階的なアプローチが採用されるのは、黙秘権と大きな関係があります。

証拠開示は弁護人にとって大きな問題です。弁護側が証拠開示を促すためには、戦略を立て

る必要があります。ソリシター協会が出版した本の中で、開示がない時、あるいは少ない時どのような戦略が取れるかが紹介され、実際にやってみるようにと奨励されています。

まず取調べ計画を見たいと申し出ることです。警官は取調べの技術として、PEACE の訓練を受けているわけですから、特に軽微ではない事件は取調べ戦略、取調べ計画を作らなければならないことになっています。それをいきなり見たいと申し出てみるということです。だめと言われるに決まっていますが、そのようにも申し出ることによって、取調べ官がある種の戦略を持って取調べにあたらうとしていることを知っていると伝える効果があります。こちらがやみくもに警官のやり方を詮索しようとしているのではなく、また何も言わずにただ座っているだけではなく、積極的に介入するつもりがあるということを印象付ける効果があると思います。

二つ目は、特定の情報について尋ねることです。例えば、参考人はすでに取り調べたのか、いつどのように調べたのか、ほかに被疑者がいるのか等と特定の質問を投げかけることです。これもまた答えてくれるとは限りません。けれども、やはり意義があると考えられます。こちらが積極的に介入するつもりであると姿勢を示すことができますし、黙秘をする場合でも、後の公判の時に役に立ちます。つまり、警察が持っていた証拠について、弁護人が特定の質問をし、警察はその答えを知っているにもかかわらず隠していたということで、合理的に判断して黙秘しても仕方なかったとすることができるのです。

最初に取調べが始まったときに、証拠開示の状況について弁護人が述べることができます。取調べは録音・録画されていますので、弁護士が最初に、「私は記録のために、私の役割として開示された情報、私が聞いた特定の質問とそれに対する警察の答えについて述べます」と最初に吹き込んでしまうのです。このような詳細な情報を吹き込んでおくことで公判の時に使えるかもしれません。

しかし重要なのは、やはり取調べ官とのネゴシエーションによって情報をできるだけ引き出すことです。弁護士が積極的に、アサーティブ（自己主張的）なアプローチをするということを分からせることが重要です。

【弁護人のアドバイス】

アドバイスの中身を決める時にどのようなことを考慮するかについて述べましょう。

現在警察がどのようなことを知っているのか、警察がどのような強い証拠を持っているのか、それに留置そのものが法的に許されるものなのか、警察に対し被疑者が何か言ったかどうか、その点を警察は弁護人にちゃんと報告しているかどうか、などです。特定の質問を取調べ官にする時には、被疑者が警察官に何をしゃべっているのかを確認する必要があります。被疑者が留置手続をしている時に被疑者が警察官に対して何かを述べたかも知れません。既に何か言ったことがあれば、アドバイスに影響を与えるわけですから、必ず確認しておくべきです。

そして、弁護人の証拠がどれくらい強いのか、また黙秘権を行使した時の結果について、考慮する必要があります。公判になった時にどのような印象を与えるかを考えます。また被疑者の体調や精神状態について見なければなりません。また最初に罪を認めることで、有罪答弁に基づく減刑があるわけですから、どの段階で認めるかということが鍵となってきます。現在の保守党の政府は、この減刑の程度を拡大したいと考えています。これはさらに大きな問題となるでしょう。

【弁護人による記録】

最後に記録についてです。1990年初めの研究によって分かったことですが、ソリシターたちは記録をあまりきちんととっていない、警察署で接見したり立ち会ったりしたとしてもきちんと記録をとっていないということが分かりました。そして、1990年代にはこれを改善しようという努力がなされました。最初のころの努力とは次のようなものです。ソリシターは書式をもらい、それに従って黙秘権について述べたか、どんなアドバイスをしたかということを書き込んでいく形でチェックします。2000年に入ってすぐ、ソリシターが一定の記録をつけるように、また重要な記録をつけるようにしました。サンプルをコピーしてみなさまにお渡ししています(資料4 P.162 参照)。これが現在使われているものです。これは公選事務所が出しているものです。公選事務所についてどの程度ご存知か知りませんが、政府は、全国レベルでこれを設立しようとしたが実現しませんでした。そのため、公選事務所は四つしかないわけです。役割としてはあまり大きなものにならなかったのですが、これはそこで作っている書式です。あまり中身には触れませんが、全体的にかなり細かいものであるということが分かっていただけだと思います。被疑者の名前だけではなく、逮捕時間、容疑の内容などから始まって、詳細は書き込むようになっていきます。5ページには警察による証拠開示を記録するページがあります。どの警官がどのような証拠開示したかを記録できるようになりました。これは非常に大切なことです。これはソリシターに対して特定の質問をするようにというリマインダーともなります。被疑者がどのようなことを語ってくれたかということ、どのようなアドバイスをしたかということを書き込むようになっていきます。また、このような記録があることによって、警察署で行ったことをほとんど全て詳細に渡って記録できるようにしているわけです。

【捜査弁護技術の向上について】

(調査団) 最近、イギリスで捜査弁護の技術が発展したといえるでしょうか。

(ケーブ) 1990年後半にスキル的大幅な向上があったと考えています。しかし、その後でリーガルサービスに関する委員会において刑事弁護に関する補助金の削減の話がありましたので、その後はスキル向上に注力されていたとはいえません。例えば2年前に行われた変更点ですが、支払いが時間単位から固定制に変わりました。結果、弁護士の傾向としても簡単な事件に行きたがる、重大な事件であっても十分な時間を取らない、といった傾向があります。また、弁護士の方がトレーニングにかかる費用を減らすようになりました。私は過去20年間あらゆるところで弁護士に対してトレーニングを施してきました。年6件から8件ありましたが、現在は年に1件だけです。経済事情によるものでしょう。全国的な傾向です。トレーニング機関の人たちの話によると、今弁護士が受講したいコースは、いかにして報酬を引き出しながら弁護するかという一点に尽きるということです。固定料金制から今度政府はさらに5年以内に刑事事件に関して入札制にする予定だということです。これも質が落ちる原因となるでしょう。

(調査団) アンソニー・エドワーズさんは、訓練に力を入れているということでしたが、彼の場合はレアケースなのでしょうか。

(ケーブ) エドワーズさんの事務所は規模が大きいから、事務所の中で自前の訓練ができ、彼自身がベテランで訓練もできます。

(調査団) 弁護士のレベル技術の差によって報酬の差はあるのでしょうか。それともあまりないのでしょうか。

(ケーブ) 固定料金というのは特徴がありまして、まず一つは地域ごとに料金が少しは違うのです。それはどのように決定されたかと言いますと、それまでに弁護士がチャージしていた料金の平均ということで決まっています。全国统一ではありません。もう一つは、料金が決まっているので、誰が行っても値段は同じです。昔と違って弁護士がなすべき仕事がかんたん増えてきているのですが、それでも値段は変わらないということになります。リーガルサービスのリサーチセンターというところから今年研究結果が出まして、固定料金のインパクトの結果についてですが、一つ上がったのは、弁護士は固定料金になったことも手伝って、すぐに行くのではなく、警察署の取調べの準備が整ってから顔を出す。だから被疑者は三時間など待たされて弁護士は自分のことなど気にかけられていないと思うようになるということも指摘されています。

【取調べ可視化の評価】

(調査団) 取調べの録画・録音についてですが、今のイギリスの実務については満足できるのか、それとも改善点がありますか。

(ケーブ) 全体的には満足しております。全ての取調べについて少なくとも録音はされています。これは弁護人だけではなく警察も満足しています。暴行を受けたなどの言いがかりがなくなるからです。日本でのお話をお伺いしましたが、一部の録音だけだということですが、最初から最後まで全て録音されることに意味があるのです。実験的にビデオ録画も導入していますがあまりたくさんのケースではありません。取調べ中の録音だけではなく、留置場や取調べ官のいないところでも CCTV が設置されていますので、手続を行っている間に警察の不適切な取扱いがなかったかどうかははっきり分かります。最近も実際に問題になったのは、留置エリアの中で留置官が被疑者の女性の髪を持って引きずってそして監房に放り込んだというケースです。最初被疑者の女性は、有罪になったのですが、控訴して無罪になりました。留置管理官の主張は、彼女が怪我をしたのは、彼女が監房のドアにしがみついている、自分が放り込もうとしたところ彼女がいきなり手を離したので怪我したのであって、自分のせいではなく彼女のせいだということでした。録音・録画をすることも大切ですが、裁判所自体の考え方、警察官がそのようなことをやりかねないし、また実際にしているということを知ってもらうことも大切だと思います。録音導入の最初の時期に問題になったのは、これに対抗して警察官が取調室に入る前に自白を得ようとしたというのですが、幸い裁判所は規定を守らせようとする意識があったので、その取調べが始まる以前の自白は信用しないということを決めました。振り返って少し反省する点は、裁判官自体に弁護人のアドバイスがいかにか貴重で大切なものであるかということをもっとよく説明して理解してもらえるようにしておけばよかったということです。

10年ほど前に私が経験した件ですけれども、パートナーを殺害したという容疑で逮捕された女性が、実際に留置記録を見ると、取調べ前には、5分しか留置場にいなかったということになっているのですが、実際に取調べが始まって、自白してしまいました。公判になって別の弁護士が付き、その自白には証拠能力がないと主張しました。実際に私もかわり、「取調べ前に5分しか留置場にいなかったということは、弁護人との接見が5分しかなかったということだ。殺人事件なのにそんな短時間できちんとアドバイスできたわけがないので自白にも根拠がない」と言ったのです。しかし、裁判官は、殺人事件でも5分の打ち合わせはあり得るとして弁護人のアドバイスの意義を見いださなかったのです。

大きなえん罪事件として、カーディフ 3 という事件があります。これはカーディフで 3 人の男が殺人事件で有罪を受けた事件です。1 人が自白したために、他の 2 人がその自白に依拠して有罪になったというものでした。その 1 人の自白はトータル 19 時間、数日間にわたって取調べを受けて自白したというものです。その時に裁判官は録音テープを聞こうとしませんでした。全ての録音があったので、控訴審になって、初めて聞いたわけですね。その時に裁判官が言ったのは、これを聞いて初めて警察官がどのような発言をしていたか、けんか腰で悪質な取り扱いをしていたことを分かったと、全ての取調べが録音されていたから分かった、ということでした。それで判決をひっくり返したわけですね。お送りいただいた日本のケース（足利事件）にちょっと似ているなど思ったのですが、カーディフ 3 のケースは 10 年後に真犯人が DNA で判明し、最初の取調べに関わった 18 人の警察官が司法妨害で公判請求されています。

【可視化で自白率は下がっていない】

（調査団）日本の取調官は取調べの可視化に反対する理由として、自白率が下がってしまうと言っています。クライムアカデミーでも、ノーコメント率が高いということを知りました。そのことについて問題視はされていないのでしょうか。

（ケーブ）録音との関係で申し上げるのは難しいです。そのような研究はないからです。黙秘権についての不利益推認が定められた数年後に、黙秘率や自白率についての研究がありましたが、自白率は変化がありませんでした。黙秘率は変化があったということです。しかし、録音が導入されたことによる変化は研究がありません。

（調査団）黙秘に対する不利益推認についてお伺いします。イギリスでは 1994 年の法律によって一定の場合に黙秘に対する不利益推認が認められるようになったということですが、これは刑事弁護の実務にどのような影響を及ぼしたのでしょうか。

（ケーブ）非常に大きな質問です。弁護人のスキルアップに繋がったことに間違いなく、特に警察署においてどのような戦略をとれば不利益を最小限にできるのかに注目が集まりました。しかし、控訴院は、控訴された最初のケースから、弁護士のアドバイスに従って黙秘していたこと自体は、別に不利益推認を妨げるものではないとしています。その結果できた戦略の一つというのは署内では黙秘しておいて供述書を提出するというものです。裁判所としては書面で提出された供述書もしゃべったことと同視できるとしていますが、詳細な内容が含まれていない場合、供述していないとされて不利になる可能性があります。黙秘の困難度が随分増したと言え、被疑者にとって、公平ではないと言えます。

（調査団）エドワーズさんは、1994 年法ができた後も弁護戦略に何ら変更はないとおっしゃったのですが。

（ケーブ）彼が立会いしているところに同席したことがないので分かりませんが、その発言はちょっと疑問です。多くの弁護士が、どういうアドバイスをしていいか非常に心配している現状があるからです。確かに黙秘に利点はあるけども、不利にとらえられるのではないかとこのことを悩んでいます。

（調査団）エドワーズさんは、不利益推認がされる場合は、非常に限定されているとおっしゃっていたのですが、その点はどうでしょうか。明らかな痕跡がある場合、犯罪の場所にいた場合、不意打ちの場合ですね、大きく分けると二つ、細かく言うという三つ、そのように非常に限定された場面でしか不利益推認が働かないということの一つの根拠としておられましたが、

その点についてのご意見をいかがでしょうか。

(ケーブ) それは確かだと思います。そのようなケースでは確かに黙秘をしたところであまり関係はないでしょう。もちろんエドワーズさんは立会経験が非常に豊富ですし、彼の発言に対して敬意は払いたいと思います。ただ、有罪・無罪には大したインパクトはなくても、現場で弁護士がどのようなアドバイスをすべきか非常に悩んでいることは確かです。

(調査団) 陪審裁判なので不利益推認がなされたのかどうか分かりにくいと思うのですが、不利益推認がなされたと考えられるような判決は、不利益推認を認める法律ができる前よりも増えているのでしょうか。

(ケーブ) それについてお答えするのは難しいと思います。あまり研究はされていませんから。二つ大きなプロジェクトがありました。一つはイングランド・ウェールズ、一つはスコットランドと北アイルランドに関するものです。自白率は先程申し上げましたように変わっていません、1994 年前後で、50 %前後です。有罪率にも変化がないように見えるのですが、水面下で少し動きがあるのではないかと思います。実際に弁護士とのアクセス権が認められた時に、警察にどういう影響があったかといいますと、警察の果たす役割、取調べ能力に対して、警察自身が疑いを抱く、自信を失わせるような出来事があったわけですね。そのあとでこの不利益推認が立法化されて、彼らに自信を与えることになっているのではないかと思います。二つを大きなプロジェクトがあると言いましたが、北アイルランドの取調べについて、ジャクソン教授の報告によりますと、結局は、訴追プロセスが取調室に前倒しで持ち込まれていると、それ自体についての是非は別として、訴追プロセスが取調室の延長になっているにもかかわらず、取調室のセーフガードが十分ではないのではないかと指摘されています。過去 10 年間の流れとしましては、警察が罰金刑や警告刑で公判に持ち込ませずすませるケースがどんどん増えていきます。つまり有罪・無罪の決定が取調室に持ち込まれているという懸念があります。オランダのマーストリヒト大学の教授と話をしたのですが、やはり同じような傾向がオランダでもあり、おそらく多くのヨーロッパの国々で有罪決定が裁判官のいないところ、取調室で行われているという危機感があります。

【可視化と虚偽自白の関係】

(調査団) 取調べの可視化が進んでいる中でもまだ虚偽自白はあるのでしょうか。

(ケーブ) 研究による証拠がないのでお答えするのは難しいですが、少なくとも、弁護人を呼べるようになり、また可視化、録音が始まったことで、以前より随分と減ったと思われます。虚偽自白には、いろいろ複雑なケースがありまして、一番難しいのは、精神的心理的な要素を突き詰めることです。例えば、殺人の場合、殺意がなくとも、事後に形式的に殺人にあたるから殺意を認めたということもあり得るわけです。本当は心理的要素を解明しなければなりません。それが複雑です。例を挙げますと、先程お話した 5 分間しか接見していないのに、取調べを受けて有罪となった女性ですが、彼女は実際にパートナーを死亡させたとみられるんですね。「殺した殺した」と叫びながら玄関から出てきたのを見られていたのです。それでも意図的に殺したのか、殺す意図はなかったのか、正当防衛なのか、泥酔していたのか。実際彼女はアル中ですから、殺人しようという意図を形成することさえできなかった、そういったことも考えられます。正当防衛ならば無罪のわけですね。どこまでが虚偽自白なのか解明が難しいのです。

(調査団) 組織犯罪の場合に、可視化をせずに、あるいは中断をすることが、実務規範上可能なようですが、そのような運用は多いのでしょうか。

(ケーブ) 実際に分かりませんが、感覚的にはあまり一般的ではありません。

(調査団) その理由は。

(ケーブ) 一つはあまりにも可視化がルーチン化されているので、被疑者も中断の必要を感じていない、意義を見いださないということです。もう一つは感覚ですが、被疑者のほとんどはテープを止めてもらうメリットを考えつかないということはあると思います。特に立会いがある場合にはテープが回っている方が絶対に有利だと言われていることもあると思います。

(調査団) 日本で全過程の録音に反対する捜査機関の理由としては、組織犯罪、例えば暴力団に関する犯罪で、子分は親分の犯罪について、録音が回っていれば話せなくなるという見解があります。そのような見解についてどう思いますか。

(ケーブ) そのような意見があるか、思い出そうと一生懸命してみたんですが、聞いたことも読んだこともありません。ただ、そういう懸念があるということは分かります。しかし、録音されていなくても調書に取るわけですし、結局、警察が扱いたいように使われるわけですから、危険度は変わらないと思います。

(調査団) 最近イングランドでは、参考人の可視化もされるようになってきていると聞いています。その点についての評価はいかがでしょうか。

(ケーブ) まだ参考人の方はルーチン化しているわけではなく、一部でしかされていません。地域によってしているところとしていないところもありますが、過去の傾向からするとよいことだと思います。なぜなら録音されていないと、警察はやはり参考人にも圧力をかけることもあるからです。

(調査団) 可視化は、公判中心で証人調べをするという原則に反するという意見もありますがいかがでしょうか。

(ケーブ) その見方は興味深い側面だとは思いますが、確かに証拠の吟味は、公判中に述べられたものに対してなすべきということからすれば問題とは思いますが、しかし、それが実際に問題となったことはありません。それよりも弁護側の懸念としては、証人である者が警察で供述をさせられた場合、やはり同じことを公判中に話さなければならないという圧力がかかる、そういうことが問題であると考えています。

資料

資料 1 ミルバーン警部補とレイ・ブル教授に示した東署事件取調べ（英訳）P. 15参照

Transcript of an Interview at Higashi Police Station (Extract)

Police: Think carefully, really! Think before you say anything! You know we spent time and effort on you! You can't possibly say you don't know! You shouldn't look down on the police! Don't ever think nothing will happen to you if you say you don't know! We can easily obtain a warrant to arrest you! You may think I'm not gonna do it, but you've never been caught by the police, you have no idea, do ya?

Suspect: No, I have never been caught.

Police: I know that. That's why I came here. You have a small child, eh, living in a nice flat and working hard, aren't you? It's a petty case, isn't it, it's not like you're being accused of murder.

Suspect: I really don't know anything about it. I really don't know what you are talking about.

Police: You shouldn't take the piss out of the police, you, your office, you may think we only know the name of your company from the IP address, don't you ever take the piss out of us. The police wouldn't stop there, you, we can even find out how many times you shat yesterday, we even know how many times your family flushed the toilet, or where you were walking yesterday. We can search all the places you went, all the places relevant to you, we can find out from your mobile phone. It's not just a threat. It wouldn't be like, you say you don't know then we would say thank you very much. If it's like that, we wouldn't have come to you. You know, the judge would issue an arrest immediately even hearing you're saying you don't know.

Police: Say something (slamming noise)! Say something (slamming noise)!! Don't ever take the piss out of us, eh! Oi! Oi! Don't be quiet. Say something, otherwise I'll hit you!! You, stop taking the fucking piss! If you think we can't smack you, think again! Oi! You know that's wrong! Stop taking the piss! Eh! Oi! You! If you keep silence, don't you understand? Don't you understand? Alright, sit down now! (noise) sit down! (noise) we'll go through the procedure, sit down! Sit down! Oi!

Suspect: Please stop!!

Police: Sit down! If you don't know, then you should just fight against it! You should fight the police, life isn't that easy, you know that! Oi! Who would ever believe such a liar like you, eh! You can't respond, can you? Can you? What exactly the mistake? You know well about computers, don't you? Speak!

森川：……。ところで前にね、君からちょっと変なこと聞いたんでね、今日来たんだけれども。

菅家：はい。

森川：……。今、起訴している、ね、Aちゃんの事件。

菅家：はい。

森川：……。あれは、君がやったことに間違いないんじゃないのかな？

菅家：違います。

森川：ええ？

菅家：……。違います。

森川：違う？

菅家：はい。

森川：ふーん。

菅家：それでなんか、いいですか？

森川：うん。

菅家：鑑定ですか。

森川：うん。

菅家：自分にはよくわかんないんですけど、なに鑑定っていいましたっけ？

森川：DNA鑑定。

菅家：そんなこと聞いたんですけど、でも自分じゃそれ全然覚えられないんです。

森川：だけど、DNA鑑定で、君とね、君の精液と一致する精液があるんだよ？

菅家：全然それ、わかんないですよ。本当に。

森川：……。え？

菅家：絶対、違うんです。

森川：違うんですって言ったってさ、え？君と同じ精液を持ってる人が何人いると思ってるの？

菅家：……。

森川：それからね、…あの一、Aちゃんのね。

菅家：はい。

森川：下着の中にね、…陰毛がついてたんだよ。

菅家：はい？

森川：陰毛が。

菅家：はい。

森川：ちんちんの毛だ。

*1 佐藤博史「足利事件の取調べテープが教える取調べの技術」所収（「日本法学」第76巻第4号3頁 本報告書では一部省略、「…」の長さは沈黙の長さを示す）

菅家：はい。
森川：ついてたんだよ。
菅家：はい。
森川：これも君と一致するんだよ。
菅家：違う。…。
森川：君、警察で出したでしょう？
菅家：はい。
森川：え？……………。違いますと言うんだけども。
菅家：はい。
森川：これはあれだよ、そんな、君の精液だって、あそこの現場にね、あそこにあったものと一致しているし、陰毛の形だって一致しているし。え？それから陰毛の血液型まで一致しているんだよ。
菅家：……………。
森川：それから、君がね。
菅家：はい。
森川：A ちゃんの身体をなめたということでね、唾液がついてるんだよね。
菅家：……………。
森川：いろんな意味で一致しているんだけどね。
菅家：……………。
森川：じゃあ、今までにね、認めたのがね、なんで最近になって急に否定する気持ちになったの？
菅家：……。
森川：僕はずるくなれと言ったわけじゃないんだよ？ん？
菅家：……………。
森川：ずるくなれと言ったわけじゃないんだよ。
菅家：……………。
森川：少なくともね、起訴してるあの A ちゃんの事件については、君が認めたから起訴したっていうわけじゃないんだよ？それだけのことじゃないんだよ？分かる？
菅家：…。
森川：君が認めたっていうことだけじゃなくて、他に証拠があるからだよ？
菅家：……………。
森川：君が A ちゃんの事件違うって言う時、そういう話をする時は僕と目を合わせないでしょう？ん？
菅家：……………。
森川：前にね。
菅家：はい。
森川：僕がいろいろ聞いたときには、いろいろ考えて下向いたりねえ。そういう時は別として、僕と目を合わせてたじゃないの。
菅家：……。
森川：違いますなんて、君否定するときは、僕と目を合わせてないね。なぜなの？

菅家：……………。

森川：考えていくほどでもないと思うんだけど、分かるね？

菅家：……………。

森川：その、渡良瀬川の河川敷へ連れ出されたっていうのは。

菅家：はい。

森川：あの検証の 때가初めてだね？捕まった後。

菅家：あ、そうです。

森川：検証の 때가初めてだね？あの、朝、早朝から。

菅家：……捕まって、はい。

森川：捕まってからだよ？逮捕される前は別としてね。

菅家：はい。

森川：捕まってから、渡良瀬川の河川敷に連れ出されたっていうのは、検証の 때가初めて
でしょう？あのバスでみんな一緒に行ったわけ。

菅家：はい。

森川：君のすぐ前の席に僕が座ってたね？

菅家：はい。

森川：あの 때가初めてだね？

菅家：はい、そうです。

森川：そうだよねえ。

菅家：はい。

森川：で、検証した時にね。

菅家：はい。

森川：Aちゃんの服を捨てたという場面、君が説明したでしょう？

菅家：はい。

森川：最近はちょっと付近の様子が変わっててね。

菅家：はい。

森川：よく分からないと言って違うところを説明したっていうけれども、後で死体がここ
にあったんだと教えてもらってからは。

菅家：はい。

森川：ね。あ、じゃあ、捨てたのはここだと言って説明したでしょう？

菅家：はい。

森川：君が説明した場所については、誰かから教えてもらったというわけじゃないよね？

菅家：え。教わってません。

森川：その場でね、死体がここにあったと教えてもらって、それだけ教えてもらってたよ
ね。

菅家：はい。

森川：じゃあ、どこなんだと言って、あ、じゃあ捨てたのここですと。

菅家：はい。

森川：説明したんだねえ。僕もそばにいたから聞いてるけども。

菅家：はい。

森川：で、君が説明した場所というのは、そのすぐ下から、Aちゃんの下着が発見されてるんだよ。あんな詳しい場所まで新聞には出てなかったはずなんだけど。

菅家：自分は、あの、河川敷から下りて、それで、ずーっと行って、で、坂がありますね。

森川：うん。

菅家：坂があって、それで、確か、左側に木があったと思いますけども。

森川：うん。

菅家：草とか、木ですとか。

森川：うん。

菅家：で、下がなんか、なんていうんですか、下がなんか落ちそうな感じがあったと思うんですけど。

森川：うん。

菅家：自分はそのへんだと一応あのお、話してみたんです。

森川：一応話してみたっつたって、当てずっぽうに話したの？

菅家：全然わかんなかったんですよ。

森川：わかんないのがさ、ねえ、実際の事実とさ、狂いがないわけだ。当てずっぽうで話したわけ？

菅家：全然分かんなかったもんで。

森川：いやだから、分かんなかったんで、当てずっぽうで説明したの？

菅家：はい、だいたいあのへんだと思ひまして。

森川：何で？何でそう思ったの？

菅家：あの、前は、あの、橋の上からですか、橋の上からで見ると、木がいっぱいあったんですけども、その時はあんまり木がなかった…枯れていたっていうか、そういうふうになってたんです。それで分かんなかったんです。

森川：橋の上からって、そこまでわかった？

菅家：いやそうじゃなくて、あのお、前はあの、草ですか、グリーンとか。

森川：グリーン？

菅家：グリーン色の、いっぱいありましたけど、それで、その当時は、もう、なんていうんですか、枯れてて、その、分かんなかったんです。

森川：わかんなかった、枯れてて、分かなんなかったけどけれども、ねえ。だけど、死体のある場所を教えてもらってからは、ピッタリした位置じゃないの？捨てた場所っていうのは。

菅家：……………。

森川：しかもね。

菅家：はい。

森川：死体をどう隠したか、どういうふうの説明した？

菅家：……。説明した時は、確か、抱いて。

森川：抱いて、それはいいけれども、運んだ後どういうふうにしたか。

菅家：抱いて、それで、置いて、それで、なんていうんですか、草ですか、草をかぶせたと。

森川：なんでそんな説明したの？

菅家：……。

森川：自分で実際にやってもいないのに、想像でそんな話が出来たの？

菅家：……。

森川：はっきり言って、草をかぶせたなんていうことはね、君、前に B ちゃんの事件とか、C ちゃんの事件を説明したときにも、そんな説明はしていなかったね？死体の隠し方っていうのは、これはもう全然違うんだよ。なんで B ちゃん、あの A ちゃんの事件でね、そんな説明したんだろうか？作り話にしても。

菅家：……。

森川：そういうふうに、どういうふうに隠されてたのか何かで聞いたことあるの？

菅家：いいえ、ありません。

森川：新聞か何かに出てたの？

菅家：出てません。

森川：じゃあ、なんでそんな説明出来たの？

菅家：……。

森川：君の説明はね、実際に隠されたのと同じ状態なんだよ。誰にも教えてもらわなくてね、なんでそんな実際の状態と同じ説明が出来たんだろう？

菅家：……。

森川：しかもね、コンクリートの堤防をね、君行ったことなかったっていうんでしょう、今まで？ということは、あの検証の時が初めてだね？そうだね？

菅家：野球があったときは、あそこのグラウンド。

森川：野球のグラウンドのことはいいよ。だけど、あのコンクリートの堤防はね、行ったことはなかったっていうんでしょう？

菅家：その近くまで行ったことはないんですけど、野球やってましたから、そのコンクリートは見えたと思います。

森川：で、コンクリートの堤防上で殺したなんていうのはね、警察だって、僕だって、誰も想像してなかつたことだと思うんだけどね。

菅家：……。

森川：で、コンクリートの堤防上でね、首絞めて、それで運ぶときに、斜面で一回下ろしたとか、説明したでしょう？

菅家：はい。

森川：で、靴が脱げたなんて説明もしたでしょう？

菅家：はい。

森川：なんでそんな説明したの？

菅家：……。

森川：そんな説明する必要はあったの？

菅家：……。

森川：どうなんだい。ずるいんじゃないか、君。

菅家：……。

森川：なんで僕の目を見て言わないの、そういうこと。さっきから君は、僕の目を一度も見えてないよ？

菅家：……………。

森川：うん？

菅家：……………ごめんなさい、すみません（涙声）。

森川：嘘だったの？

菅家：……。

森川：そうだね？

菅家：ごめんなさい。勘弁してください。勘弁してくださいよお。

森川：いいから。

菅家：勘弁してくださいよお。

森川：うん。

菅家：……すみません。

森川：僕はね、本当のことを聞きたいっていう言葉を何回も言うよ僕は。

菅家：はい。

森川：ね。わかんないこともいっぱいあるから。

菅家：はい、すみません。

森川：それは言う。言うけどね、嘘をついていうことじゃないんだよ僕は。

菅家：はい。

森川：で、僕に、僕はね、別に嘘ついたから怒るとか、そういうことじゃないけども、ただ、本当にね、ね。そのお、なんていうかな、人を殺めたんだったら、ね。そのことを本当に反省してもらいたいと思うわけ。

菅家：はい。

森川：ね。殺めていないんだったらさ、そんなことを認める必要はないわけで。

菅家：……。

森川：で、はっきり言って、こんな草むらに置かれて死んでっちゃった A ちゃんかわいそうだと僕は思うしね。

菅家：自分も思います。

森川：ね、それが、君が本当に違うんだったらだよ、全然やってない人を罪に落としてね、A ちゃんだって浮かばれないし。

菅家：はい。

森川：かと言って、本当は罪を犯しているのに罪を免れるんだったら、本当それこそかわいそうでしかたないと思うよ？だから、僕は、本当のことを言え、言ってもらいたいと思っている。ね？

菅家：……………。

森川：それで、話ししているわけでね。

菅家：……………すみません…。

森川：間違いないんだな？ん？ A ちゃんの事件は間違いないんだね？

菅家：はい。

森川：やったの？

菅家：後は知りませんが。

森川：A ちゃんのは間違いない？

菅家：はい。すいません。

森川：なんで違うって言ったの？昨日、初めてだったね？

菅家：なんか、もう、なんていうんですか、胸が苦しくなって、嫌だ嫌だと思ってたんですよお。

森川：何が？

菅家：1年間ですか、苦しくて。

森川：うん。嫌だ嫌だって、何が嫌？思い出すのが嫌？

菅家：どっちも、それもありますけど。

森川：うん。

菅家：考えますと、今も苦しくて。

森川：うん。もう逃げたい、忘れたいって気持ちがあったの？

菅家：それはありません。

森川：うん、うん、それで？んでどうして？

菅家：苦しかったもんですから。なんていうんですか、怒らないでください。

森川：怒らないよ？

菅家：意地っていいですか、なんていうんですか、昨日来てもらった時はやってないって言いました。

森川：うん、言ったね。

菅家：でもその時はもう苦しかったんです、本当に。

森川：うーん。昨日は僕を目を一つも見なかったね。

菅家：ごめんなさい。

森川：うん。…いや、僕のね、昨日の言葉がさ、助けてもらえるっていう気持ちがあったのかな？

菅家：そういうんじゃないんですけど。

森川：うん。

菅家：本当に苦しくて。

森川：そう。僕はね、昨日、Aちゃんの事件はね、僕はもう間違いないと思ってたから聞くつもりはなかったんだけど、それで、Bちゃんの事件とかねCちゃんの事件が、ちょっとね、まだやっぱり古いついていうこともあって、よく分からないこともあったからね、それ聞こうと思って、あのAちゃんの事件と、あつ、Bちゃんの事件とCちゃんの事件ね、これについて聞きたいんだと、この二つの事件本当にやったのかということで訊いたつもりなんだよ。

菅家：はい。

森川：そしたら、君、起訴してるAちゃんの事件ね、一番新しい事件ね。これが違うなんて言い出したからね、あれあれって思ったんだけどね。

菅家：本当申し訳ないです。……。勘弁してください。ごめんなさい。

資料 2 - 2 足利事件1992年12月8日取調べの英訳

Morikawa: …… By the way, we heard something a bit strange from you before. That's why we came today.

Sugaya: Yes.

Morikawa: …… There is no mistake that that was something you did, is there?

Sugaya: No.

Morikawa: What?

Sugaya: No.

Morikawa: Is there?

Sugaya: …… No.

Morikawa: All right.

Sugaya: And … what do you call it? Can I talk about it?

Morikawa: Go on.

Sugaya: The test?

Morikawa: Yes?

Sugaya: I don't really understand, but what's the name of the test?

Morikawa: DNA test.

Sugaya: I heard about it. But I don't remember anything at all.

Morikawa: But as a DNA test result, there was semen (in the scene) which matched with your semen.

Sugaya: That, I don't understand at all. Really.

Morikawa: …… What?

Sugaya: It's definitely not mine.

Morikawa: Even if you say it's not yours, eh, how many people do you think exist who have the same semen as yours?

Sugaya: ……

Morikawa: Besides, well, there was, in "A"'s …

Sugaya: Yes?

Morikawa: In her underwear, … there was your pubic hair.

Sugaya: What?

Morikawa: Pubic hair.

Sugaya: Yes?

Morikawa: The hair around your dick.

Sugaya: Yes.

Morikawa: Was on it.

Sugaya: Yes.

Morikawa: This also was the same as yours.

Sugaya: That's wrong. …

Morikawa: You gave your sample at the police station, didn't you?

Sugaya: Yes.

Morikawa: Didn't you? Although you say it's wrong.

Sugaya: Yes.

Morikawa: It's just that, you know, your semen matched with the one in the scene, and the shape of the pubic hair matched as well, all right? The blood type from the pubic hair matched too.

Sugaya:

Morikawa: And you.

Sugaya: Yes?

Morikawa: Licked "A"'s body and your saliva was found on her body.

Sugaya:

Morikawa: Much of the evidence matched in this case.

Sugaya:

Morikawa: Well, until recently you admitted you did it. Why are you suddenly denying it?

Sugaya:

Morikawa: I didn't suggest you to be cunning, all right?

Sugaya:

Morikawa: I didn't suggest you to be cunning.

Sugaya:

Morikawa: At least "A"'s case was sent to the court not only you confessed. It's not only that. Understand?

Sugaya:

Morikawa: It's not because you admitted, but because there is other evidence, OK?

Sugaya: ...

Morikawa: When you say you were not involved in "A"'s case, when you talk about it, you don't look me in the eye, do you?

Sugaya:

Morikawa: Before ...

Sugaya: Yes?

Morikawa: When I was asking you about many things, you used to think carefully and had your head down. Other than that sort of time, you used to make eye contact with me.

Sugaya:

Morikawa: When you say it's wrong and when you deny you did it, you don't look me in the eye. Why?

Sugaya:

Morikawa: It's not something you need to think about, do you understand?

Sugaya:

Morikawa: And then, it's not only that. After you were caught by the police ...

Sugaya: Yes?

Morikawa: Well, you were taken to the riverbank of Watarase River.

Sugaya: Yes?

Morikawa: That was the first time you went there when you were there for the inspection of the scene, wasn't it? You know, in the morning, from the early morning.

Sugaya: ... I was caught. Yes.

Morikawa: After you were caught, you know? Before you were arrested is a different story.

Sugaya: Yes.

Morikawa: The inspection was the first time, wasn't it, after you were caught that you were taken to the riverbank of the Watarase River? We all went by bus.

Sugaya: Yes.

Morikawa: I was sitting right in front of you, wasn't I?

Sugaya: Yes.

Morikawa: That was the first time, wasn't it?

Sugaya: Yes, that's right.

Morikawa: Yeah.

Sugaya: Yes.

Morikawa: And, when we inspected the scene ...

Sugaya: Yes.

Morikawa: You explained to us about the scene, that you threw away "A"'s clothes, didn't you?

Sugaya: Yes.

Morikawa: In the beginning, you said the environment changed a little bit ...

Sugaya: Yes.

Morikawa: And you said that's why you took us to a wrong place. But after you had been told that the dead body was at this place ...

Sugaya: Yes.

Morikawa: Yeah. You explained to us that in which case it's this place that you threw it away.

Sugaya: Yes.

Morikawa: The place you told us about, it's not that you were told by somebody, wasn't it?

Sugaya: Well, no, I wasn't.

Morikawa: At that spot, you told us that the dead body was there, and that was the only thing you told us, wasn't it?

Sugaya: Yes.

Morikawa: You told us, didn't you? I heard that because I was there as well.

Sugaya: Yes.

Morikawa: Then, the spot you showed us, right underneath it, "A"'s underwear was

discovered. Such detailed information about the spot wouldn't have been in newspapers.

Sugaya: I, well, if you go down the riverbank, and, go straight, and there is a slope, isn't there?

Morikawa: Yeah.

Sugaya: The weeds and trees.

Morikawa: Yeah.

Sugaya: Then, the bottom was a bit like, what shall I say, like ground was like falling off.

Morikawa: Yeah.

Sugaya: I said that it was around there, well, just in case.

Morikawa: Just in case. Does that mean you said that randomly?

Sugaya: I didn't know at all.

Morikawa: You are saying that you didn't know, but, well, somehow, [what you told us] matches with the facts of the case. You said that randomly?

Sugaya: Because I really didn't know.

Morikawa: Well, as I said, you really didn't know and you randomly explained to us?

Sugaya: Yes, I just thought it could be somewhere around there.

Morikawa: Why? Why did you think so?

Sugaya: Well, before, well, from the bridge wasn't it? Looking from the bridge, there were many trees before, but there wasn't many at that time ... they were sort of dead, it was like that. That's why I didn't know.

Morikawa: Could you see that much from the bridge?

Sugaya: No, that's not what I meant ... well, before, well, some grass? Some green?

Morikawa: Green?

Sugaya: There had been lots of green colour, and back then it was already, what can I say, dead, and then, I didn't know.

Morikawa: You didn't know. The grass was dead and you didn't know, but, what can I say? But after you told us about where the dead body was dumped, wasn't the place bang in the right place? The place you dumped the body.

Sugaya:

Morikawa: On top of that.

Sugaya: Yes.

Morikawa: How did you explain to us how you hid the dead body?

Sugaya: When I explained to you, if my memory serves right, I held the body and

Morikawa: I don't care about holding it. What did you do after you carried it?

Sugaya: I held it, then, put it down, then, what is it, the grass? I covered it with grass.

Morikawa: Why did you explain like that?

Sugaya:

Morikawa: You didn't do it in reality and yet you could say things like that only using your imagination?

Sugaya:

Morikawa: To be honest, you covered the body with grass, you didn't explain to us like that when you explained to us about the case of "B" and "C". The way you hid the dead body was totally different. In the case of "B", I mean, "A", how did you come up with an explanation like that? Even if it was a false story?

Sugaya:

Morikawa: Did you hear somewhere how the body was hid, just like the way you told us?

Sugaya: No, I didn't.

Morikawa: Was it in a newspaper or something?

Sugaya: No, it wasn't.

Morikawa: Then, how could you explain like that?

Sgaya:

Morikawa: Your explanation matched with how the body was hid in the case. If no one had told you, then how could you come up with the same description as what it was in reality?

Sugaya:

Morikawa: Besides, you said you had never been to the concrete bank until then, didn't you? It means you went there for the first time ever for the inspection, didn't you? Isn't that correct?

Sugaya: When I played baseball, that ground ...

Morikawa: You don't have to talk about the baseball ground. But that concrete bank, you said you had never been, didn't you?

Sugaya: I had never been close to it, but I used to play baseball so I could have seen the concrete.

Morikawa: Then, I think neither the police nor I could have ever imagined that you killed her on the concrete bank.

Sugaya:

Morikawa: Then you explained to us that you strangled her on the concrete bank, and then when you were carrying the body, you put it down once at the slope, didn't you?

Sugaya: Yes.

Morikawa: Then you told us things like her shoe came off, didn't you?

Sugaya: Yes.

Morikawa: Why did you tell us such a thing?

Sugaya:

Morikawa: Was it necessary to tell us such a thing?

Sugaya;

Morikawa: What do you have to say? Aren't you cunning?

Sugaya:

Morikawa: Why don't you say things like that looking into my eyes? You haven't looked at me in my eyes even once all these times?

Sugaya:

Morikawa: Yes?

Sugaya: (Then with tears). I'm sorry. I apologize.

Morikawa: Was it a lie?

Sugaya:

Morikawa: It was, wasn't it?

Sugaya: I'm sorry. Please forgive me. Please, please forgive me.

Morikawa: It's all right.

Sugaya: Please, please forgive me.

Morikawa: OK.

Sugaya: I am sorry.

Morikawa: I would repeat myself as many times as necessary that I want to hear the truth.

Sugaya: yes.

Morikawa: All right? There are so many things we don't know.

Sugaya: Yes, I apologize.

Morikawa: I would say that. I'm telling you, I'm not suggesting that you lie.

Sugaya: Yes.

Morikawa: And I, I'm not going to be angry because you lied to us, but, really. Ah, what shall I say, if you have killed someone, then I really would like you to feel remorse.

Sugaya: Yes.

Morikawa: All right? If you hadn't killed her, you didn't have to admit such a thing at all, did you?

Sugaya:

Morikawa: To be blunt, I feel sorry for "A" for being laid on such a spot in the thick grass and left for dead.

Sugaya: That's how I feel, too.

Moriakwa: Right? But if some innocent person was caught instead of you, then "A" won't be able to rest in peace.

Sugaya: Yes.

Morikawa: But then if you did really commit this crime and you get away with it, I think that would really be a pity for her. That's why I want you to tell me the truth, I would like you to tell me the truth. OK?

Sugaya:

Morikawa: That's why I've been talking to you.

Sugaya: I'm sorry ...

Morikawa: There is no mistake, is there? There is no mistake in "A"'s case, is there?
Sugaya: Yes.
Morikawa: You did it?
Sugaya: I don't know about other cases though.
Morikawa: There is no mistake in "A"'s case, am I right?
Sugaya: Yes. I'm sorry.
Morikawa: Why did you say it was not true? Yesterday was the first time you denied it, wasn't it?
Sugaya: Well, already, what is it, my chest was feeling tight and I couldn't bare it anymore.
Morikawa: What couldn't you bare?
Sugaya: For a year, wasn't it? My chest was feeling tight.
Morikawa: OK. You said you couldn't bare it. What is it? You couldn't bare remembering?
Sugaya: Both. That as well.
Morikawa: OK.
Sugaya: When I think about it, it's still painful.
Morikawa: OK. Did you have the feeling that you want to run away, you want to forget about it?
Sugaya: No, I don't feel that.
Morikawa: All right. Then? And why?
Sugaya: My chest was feeling tight. What shall I say ... please don't get angry with me.
Morikawa: I don't get angry.
Sugaya: I was, shall I say, being obstinate, and when you came yesterday, I said I didn't do it.
Morikawa: Yes, you said that.
Sugaya: But my chest was really feeling tight already.
Morikawa: Well, yesterday you didn't make eye contact with me at all.
Sugaya: Yes.
Morikawa: You did only when we had a chit-chat in the end.
Sugaya: I'm sorry.
Morikawa: Yes ...no, didn't the words I said to you yesterday make you feel that you could be rescued?
Sugaya: No, that's not how I felt.
Morikawa: OK.
Sugaya: My chest was really feeling tight.
Morikawa: Really. Yesterday, I wasn't going to ask you about "A"'s case because I was convinced you were the one. Then I was going to ask you about "B" and "C"'s cases because they are, you know, yet old cases and there are some things we

didn't know about. That "A"'s case, I mean, "B"'s case and "C"'s case, I wanted to know about these cases. I was asking you whether you really did these two cases.

Sugaya: Yes.

Morikawa: But then, after we charged you with respect to "A", the latest one, you started saying that you didn't do it. I was wondering what was going on.

Sugaya: I really apologise. …… Please forgive me. I'm sorry.

RECORD OF INTERVIEW

Number: Y1

Enter type: RTI

(SDN / ROTI / Contemporaneous Notes / Index of Interview with VIW / Visually recorded interview)

Person interviewed:

Place of interview: EASTBOURNE CUSTODY CENTRE

Date of interview: 11/07/2009

Time commenced: 7.24pm Time concluded: 8.47pm

Duration of interview: 1hr 23 mins Tape reference nos. (→) EE/3851/09/01-2A

Interviewer(s): DC M BURKINSHAW and DS S SCOTT

Other persons present: (solicitor)

Police Exhibit No: MB/19 Number of Pages: 56

DC M BURKINSHAW CB876

Signature of interviewer producing exhibit

Tape counter times (↓)	Person speaking	Text
	CB876	OK ***** now that that buzzing sounds stopped everything that we say is being tape recorded OK, as I pointed out before the tape started its being recorded on audio and video tape. A few things we need to do before we go into asking you questions about why you're here a few little admin points, I'll say what time it is, its 24 minutes past 7pm on Saturday the 11th of July 2009. Now we're here in an interview room at Eastbourne Custody Centre, so that anybody that listens to these tapes at a later date can tell whose here and whose speaking at any particular time we just need to go through an introduction. I'm Mick BURKINSHAW, I'm a detective constable with Sussex Police Major Crime Branch. Can you tell me your full name please
	*****	My name's *****
	CB876	Thank you, I know its difficult but you might just need to speak up a little bit
	*****	OK yeah
	CB876	OK just to make it clear so that I can understand you. My colleague's also present
	SCOTT	My name's Sean SCOTT I'm a detective sergeant from the Major Crime Branch
	CB876	And obviously your solicitors present
	SOLICITOR	Yes, thank you very much, can I identify myself and explain my role, do you mind
	CB876	By all means
	SOLICITOR	My name is ----- for the tape recording I'm a solicitor from Brighton and as DC BURKINSHAW will tell you in a second or two my job is to advise and represent you. He will tell you in a second or two that my services are free of charge which they are, they are nothing to do with the police. He will also say to you this, that at any time during this interview you can ask me for legal advice, any

time at all, beginning, middle or end. You don't have to justify why you want it, you don't have to say, you don't have to ask permission, simply say to Mick, excuse me Mick can I speak to (solicitor) for a few minutes. If that happens the police will instantly turn the tapes off, seal the tapes, they'll leave the room and we can carry on nattering for as long as you need a minute, ten minutes an hour it doesn't matter OK, that's your right at any time and that's from now till we finish the interviews. You can interrupt and say I'd like a word with (solicitor), something like that OK

OK

SOLICITOR Thank you very much

CB876 Just another point, this interview is being monitored at the moment by Detective Constable UPTON, she's in another room in this building and she's watching and listening to what's being said

Alright

CB876 So that we can fast track anything that needs to be fast tracked, people can act upon anything you say straight away and also to help us with the interview OK. As Steve said you are entitled to free and independent legal advice. As that suggests, it costs you nothing and its from someone whose not connected to the police OK. If during this interview you decide you want further advice you want to ask (solicitor) a question about something your not sure of, then tell me OK, say that's what you want, we'll stop the tapes, the interview can be suspended and you can speak in private. Now listen carefully to this next bit because its important I'm going to caution you. You don't have to say anything but it may harm your defence if you do not mention when questioned something which you later rely on in court anything you do say may be given in evidence. Now because that's important ***** and because I want to be sure you understand it I'm just gonna break it down for you so that I'm sure that you understand OK

OK

CB876 You don't have to say anything, that straight forward, you don't have to answer my questions you can sit there and say nothing but there's a condition on that and that condition is that if you don't say anything now and if at a later date this matter were go to court and you gave an account to the court then they can ask themselves do we believe what ***** is now saying, is he being honest, is he telling the truth and they can draw their own conclusion from that OK. As I said to you before its all being recorded and we can ask for the tapes to be played in court or for a typed record of what's been said to be used. Alright, what's your understanding of why you've been arrested

Because of an incident that happened last night

CB876 That's right, what offence have you been arrested for

Murder

CB876 And what do you understand that to mean

I killed someone

CB876 Yeah, it's the unlawful killing of somebody and the person that died is a guy call ***** a 19 year old lad from Eastbourne OK, that's why you're here. What do you think we're having this interview for

Get my statement

CB876 Absolutely

Find out my side of the story

CB876 Yeah that's it, we're here to establish the truth of what happened last night, that's why we're having this interview and this is an opportunity for you to tell us all that you want to OK. Now during the interview I'll be asking you questions, it might be that Sean has got a few questions that he'll want to ask as well. You'll see that Sean will be making notes, don't worry about that he's just making notes to refresh his memory for you know if there's something that he thinks of that he wants to ask OK, and he's making notes to assist us for any further interviews that we might have OK. If you don't understand anything that I say or that Sean says then please ask us to repeat it or ask us to clarify it alright

 Yeah

CB876 As I said just try and keep your voice up because although it is quite sensitive the recording equipment sometimes its difficult to tell what it is you're actually saying

 OK

CB876 When you were arrested last night, at various times through the process of bringing you to custody and everything police officers allege that you said certain things to them

 Yeah

CB876 Now I wasn't there so I don't know if that's true

 Yeah

CB876 But I want to give you the chance to comment on what they say you said alright

 OK

CB876 First of all, after you were arrested on suspicion of murder PC FOX , whose the guy that arrested you, sat in his car

 Yeah

CB876 And about five minutes after you've been arrested he says that you said to him 'mate I'm really sorry, is the bloke really dead'

 Yeah I said that

CB876 You said that

 Yeah

CB876 OK so that's an accurate record of what you said

 I signed his notebook

CB876 Yeah, signed his notebook to that effect. Is there anything you want to add to that

 No

CB876 OK, when you were brought to the custody centre you were in the holding room, what's called the holding room before you were booked in

 Yeah

CB876 And the police officer says that you kept saying 'sorry, I'm sorry'

 Yeah that's true

CB876 That's true, is that what you said

 Yeah

CB876 And that's accurate is it

 Yeah

CB876 Anything you want to add to that

 No

CB876 Whilst you were having your clothing seized, once you'd been booked in and the officer said that you made a comment of 'you're fucking joking man, I never meant to do anything'

 CB876 Yeah

 CB876 Did you say that

 CB876 I was unclear that I'd said 'you're fucking joking man'

 CB876 Right

 CB876 But I did say the last bit for definite

 CB876 I never meant to do anything

 CB876 Yeah

 CB876 OK, so you said, definitely said the last bit but your not clear on
 whether you said the first bit

 CB876 Yeah, I'm not clear on that, yeah

 CB876 OK, its clear that something went off last night in the Funktion
 Rooms , in the Sub Club

 CB876 Yeah

 CB876 That you were involved

 CB876 Yeah

 CB876 Because you've said your sorry on a number of occasions

 CB876 Yeah

 CB876 Tell me what happened, tell me why it is your sorry

 CB876 Where do you want me to start from

 CB876 Tell me what happened in the club

 CB876 Well I entered the club with my friend (name), my girlfriend (name)
 and her friend (name) which is a girl. We went in the club, my
 girlfriend and her friend went off to the upper part of the club and me
 and my friend (name) we went straight downstairs. We had a bit of
 a dance and then we went to the bar, he bought, we drank or we had
 a bottle of Fosters each and a Sambuca shot. We had them, I went
 to the toilet, I come back out and a little while after my girlfriend
 came downstairs to where we was with her friend and we was having
 like a laugh and a joke, we was dancing and messing about, I can't
 recall how long we was there for. Then there's like, me and my
 friend we bought my girlfriend and her friend a drink

 CB876 Yeah

 CB876 And they were stood on the corner part of, like the area of the, like
 the dance floor like and there's like a shelf sort of like, a shelf like
 where you can put your drinks and stuff

 CB876 Yeah

 CB876 And they were stood there and I was at the bar with my friend and I
 turned round with the drinks and I was walking over to where my
 girlfriend was and there happened to be a lad trying to talk to my
 girlfriend and my girlfriend didn't want to talk to him and I just
 happened to come over with the drinks at that time and put the drinks
 down and I was stood by my girlfriend and this person wouldn't like
 go away and I said something along the lines of 'what you doing' like
 this is my girlfriend

 CB876 Yeah

 CB876 And I recall him saying 'so' and then I said 'look well can you just
 move away' 'cause he's like in our space and area and he wouldn't
 leave so I sort of, it wasn't so much as a push but it was more like
 just a brush to get him like away from us as our party, but there was
 like a small step like just by where he was stood and he sort of, it
 just happened to be right behind his feet so he stumbled back and he
 landed on his, on his sort of like hands like, but he didn't land on the
 floor but he's sort of caught himself from flying and I didn't mean to

push him over, I just meant to move him away and he sort of got up and he was in like, he was quite angry understandably because he may of, I may have made him look stupid if you know what I mean

CB876

Mm

And we sort of, he got up and he was angry and he come towards me and I said 'look can you just like go away' and like he replied along the lines of 'what you gonna do' and I just said 'look can you just move away' and he was quite face to face so I sort of like pushed him away again but like brushed his head at the same time because he was really close like in an angry manner

CB876

Yeah

And he's moved back and I've turned to my girlfriend and he's hit me and I've like fallen against the shelf

CB876

Yeah

And I put my hand on, and banged my hand

CB876

Yeah

And then it all happened so fast but I, in self defence and that's all it was, 'cause I feared that he was gonna hit me again I hit him and it was all, and it was really slippery on the floor and like where we was like tussling like, he was over from where I hit him, like bent over and he went to get up and I hit him again and I panicked because I didn't want like, I didn't want to get caught, not caught but I didn't want, I didn't want to get into that situation so I left like as quickly as possible, with my girlfriend but I didn't, I just didn't realise that I'd, like injured the lad and I left and went up the stairs and I, 'cause I had blood coming down my face and I wouldn't leave a scene if I knew that was what the case was like, I just, I panicked and I left the night club and I, I don't know what the roads called outside, what's the road called outside, you don't know do you

CB876

No

(以下略)